

令和2年度改定

鴨川市地域防災計画

新旧対照表

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <全体>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
危機管理課	全体	消防防災課	市の組織変更に伴う改訂
まちづくり推進課	全体	企画政策課	市の組織変更に伴う改訂
経営企画課	全体	秘書広報課	市の組織変更に伴う改訂
教育班	全体	学校教育班、社会教育班	市の災害対策本部体制変更に伴う改訂
機関の名称 東京電力 パワーグリッド (株) 東日本旅客 鉄道 （株） 一般 社団法人千葉県トラック協会房州支部 一般 社団法人千葉県バス協会 一般 社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会 一般 社団法人安房薬剤師会薬業会	全体	機関の名称 東京電力（株） 東日本旅客 鉄道 （株） 社団法人千葉県トラック協会房州支部 社団法人千葉県バス協会 社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会 千葉県薬剤師会鴨川支部	

【その他】

- ・法律については、名称を正確に表記するとともに、初出時に制定年・法律番号等を付し、「」は用いない表記に統一する。
- ・要綱及び計画等の名称には「」を付す。
- ・「に対する」は「への」に表記を統一する（法令等の名称は除く。）。（千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂）
- ・「千葉県」、「鴨川市」の表記は、前後の文脈で省略が可能な箇所において、それぞれ「県」、「市」若しくは「本市」と略し、又は省略する。
- ・「位置付け」は「位置づけ」に表記を統一する。

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <<第1編 総則編>>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><<総則編>></p>			
<p>第1節 計画の目的及び構成 5. 地区防災計画 本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。</p>	<p>現行 総2 改定 総2</p>	<p>第1節 計画の目的及び構成 5. 地区防災計画 本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条第2項に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。</p>	
<p>第2節 計画の基本方針 1. 災害予防対策 (1) 市民への防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災教育、防災訓練の充実に努め、自助・共助・公助の役割分担に基づき地域防災力を向上させる。</p>	<p>現行 総3 改定 総3</p>	<p>第2節 計画の基本方針 1. 災害予防対策 (1) 市民への防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災訓練の充実に努め、自助・共助・公助の役割分担に基づき地域防災力を向上させる。</p>	<p>パブリックコメント実施結果</p>
<p><u>(7)発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。</u> <u>(8)市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。</u></p>	<p>現行 総3 改定 総3</p>	<p>(新設)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4. 指定地方行政機関 <表中> 【機関の名称】 関東森林管理局 【関東総合通信局】 ・災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること 【関東地方環境事務所】 ・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること ・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること ・放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること ・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること 【北関東防衛局】 ・災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること ・災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡</p>	<p>現行 総8-9 改定 総8-9</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 4. 指定地方行政機関 <表中> 【機関の名称】 関東森林管理局東京分局 【関東総合通信局】 ・災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること (新設) (新設)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂 千葉県指摘事項に従う改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>調整に関すること</u></p> <p>【国土地理院関東地方測量部】</p> <p>・災害時における地理空間情報の整備及び提供に関すること</p> <p>・復旧復興のための公共測量の指導及び助言に関すること</p> <p>・地殻変動の監視に関すること</p>		(新設)	
<p>6. 指定公共機関</p> <p><表中></p> <p>【(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))】</p> <p>・災害時等における通信サービスの提供に関すること</p>	<p>現行 総 9</p> <p>改定 総 10</p>	<p>6. 指定公共機関</p> <p><表中></p> <p>【(東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株))】</p> <p>・災害時における緊急通話の取扱いに関すること</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>第4節 市の概況</p> <p>■市の位置</p> <p><表中></p> <p>東経 市役所 140° 05' 56"<u>〃</u></p> <p>北緯 極東 35° 08' 01"<u>〃</u></p> <p> 極西 35° 07' 50"<u>〃</u></p> <p> 極南 35° 03' 06"<u>〃</u></p> <p> 極北 35° 11' 28"<u>〃</u></p> <p> 市役所 35° 06' 51"<u>〃</u></p> <p>面積 191.14km²</p>	<p>現行 総 13</p> <p>改定 総 13</p>	<p>第4節 市の概況</p> <p>■市の位置</p> <p><表中></p> <p>東経 市役所 140° 05' 56</p> <p>北緯 極東 35° 08' 00"<u>〃</u></p> <p> 極西 35° 07' 49"<u>〃</u></p> <p> 極南 35° 03' 05"<u>〃</u></p> <p> 極北 35° 11' 27"<u>〃</u></p> <p> 市役所 35° 06' 50"<u>〃</u></p> <p>面積 191.30km²</p>	
<p>1. 自然条件</p> <p>(1)地形・地質</p> <p>本市は千葉県の南東部に位置し、地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.1m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高 300m 前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に溪谷が見られ、市町境となっている。</p> <p>■主要山岳</p> <p><表中></p> <p>嶺岡 浅間</p> <p>愛宕山 408.1m</p> <p>元清澄山 344.3</p> <p>嶺岡浅間 334.7</p>	<p>現行 総 13-14</p> <p>改定 総 13-14</p>	<p>1. 自然条件</p> <p>(1)地形・地質</p> <p>本市は千葉県の南東部に位置し、地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.2m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高 300m 前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に溪谷が見られ、市町境となっている。</p> <p>■主要山岳</p> <p><表中></p> <p>嶺岡 山 浅間</p> <p>愛宕山 408.2m</p> <p>元清澄山 344.2</p> <p>嶺岡浅間 334.8</p>	
<p>(2)河川</p> <p>■主要河川</p> <p><表中></p> <p>袋倉川 流域面積 9.4</p>	<p>現行 総 14</p> <p>改定 総 14</p>	<p>(2)河川</p> <p>■主要河川</p> <p><表中></p> <p>袋倉川 流域面積 7.4</p>	
<p>(5)気象</p> <p>②降水量</p> <p>年間降水量は、平成 30 年で年間 1,874mm と県北部に比較して多い。</p>	<p>現行 総 15</p> <p>改定 総 15</p>	<p>(5)気象</p> <p>②降水量</p> <p>年間降水量は、平成 22 年で年間 2,179mm と県北部に比較して多い。</p>	
<p>(8)過去の災害</p> <p><u>①鴨川市が影響を受けた主な地震・津波災害(江戸時代以降)</u></p> <p><表略></p> <p><u>②風水害(昭和40年以降)</u></p> <p><表略></p>	<p>現行 総 16</p> <p>改定 総 17</p>	(新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>2. 社会的概況</p> <p>(1)人口</p> <p>本市の人口は、昭和 25 年 48,571 人をピークに、徐々に減少傾向をたどり、昭和 60 年に</p>	<p>現行 総 17</p> <p>改定 総 18</p>	<p>2. 社会的概況</p> <p>(1)人口</p> <p>本市の人口は、昭和 25 年に 48,571 人をピークに、徐々に減少傾向をたどり、昭和 60 年に旧鴨</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
旧鴨川市でやや増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向をたどっている。最新の国勢調査(平成 27 年)での人口総数は <u>33,932</u> 人であり、ピーク時の約 <u>70%</u> となっている。		川市でやや増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向をたどっている。最新の国勢調査(平成 22 年)での人口総数は <u>35,759</u> 人であり、ピーク時の約 74% となっている。	
<p>(2) 交通・ライフライン等</p> <p>①道路</p> <p>■道路の状況 平成 <u>31</u> 年 3 月 31 日現在</p> <p>※表中の数値を時点更新</p> <p>②鉄道</p> <p>海岸沿いに JR 東日本外房線、内房線が通り、東から安房小湊駅、安房天津駅、安房鴨川駅、太海駅、江見駅となり、1 日約 <u>1,900</u> 人（平成 <u>29</u> 年度）の乗車人員がある。</p> <p>③バス</p> <p><u>日東交通（株）</u> により路線バスが運行されている。</p> <p>④通信、ライフライン</p> <p>イ. ライフライン</p> <p>鴨川市のライフラインは、<u>上水道</u>が鴨川市、電力が東京電力 <u>パワーグリッド</u>（株）、通信が東日本電信電話（株）、ガスは（一社）千葉県 LP ガス協会安房支部鴨川協議会によって供給されている。</p>	<p>現行 総 17</p> <p>改定 総 18</p>	<p>(2) 交通・ライフライン等</p> <p>①道路</p> <p>■道路の状況 平成 <u>22</u> 年 3 月 31 日現在</p> <p>②鉄道</p> <p>海岸沿いに JR 東日本外房線、内房線が通り、東から安房小湊駅、安房天津駅、安房鴨川駅、太海駅、江見駅となり、1 日約 <u>2,300</u> 人（平成 <u>20</u> 年度）の乗車人員がある。</p> <p>③バス</p> <p><u>鴨川日東バス（株）、館山日東バス（株）</u> により路線バスが運行されている。</p> <p>④通信、ライフライン</p> <p>イ. ライフライン</p> <p>鴨川市のライフラインは、<u>上下水道</u>が鴨川市、電力が東京電力（株）、通信が東日本電信電話（株）、ガスは（社）千葉県 LP ガス協会安房支部鴨川協議会によって供給されている。</p>	
<p>(3) その他</p> <p>本市には、年間を通じ、約 <u>270</u> 万人（平成 <u>30</u> 年）の観光客が訪れている。</p>	<p>現行 総 17</p> <p>改定 総 18</p>	<p>(3) その他</p> <p>本市には、年間を通じ、約 <u>400</u> 万人の観光客が訪れている。</p>	
<p>第 5 節 災害危険性</p> <p>2. 津波の想定</p> <p>本市における過去の津波実績では、元禄地震の 8 m の津波が最大であるが、<u>本計画においては、県</u>による津波浸水予測図（平成 23 年度）の津波高 10m を想定津波とする。</p> <p>津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約 3,000 棟であり、概ね 7,000 人を被災人口と想定する。</p>	<p>現行 総 21</p> <p>改定 総 22</p>	<p>第 5 節 災害危険性</p> <p>2. 津波の想定</p> <p>本市における過去の津波実績では、元禄地震の 8 m の津波が最大であるが、<u>それを上回る津波に備える必要があるため、千葉県</u>による津波浸水予測図（平成 23 年度）の津波高 10m を想定津波とする。</p> <p>津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約 3,000 棟であり、概ね 7,000 人を被災人口と想定する。</p>	
<p>4. 大規模事故の想定</p> <p>< 枠中 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 油等 <u>海上</u>流出災害 放射性物質事故 	<p>現行 総 21</p> <p>改定 総 22</p>	<p>4. 大規模事故の想定</p> <p>< 枠中 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 油等流出災害 放射性物質事故 <u>災害</u> 	

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <<第2編 地震・津波災害編>>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><<地震・津波災害編>></p>			
<p>第1章 災害予防計画 第1節 地域防災力の向上 <表中> 1. 防災知識の普及と防災意識の啓発</p>	<p>現行 地・津1 改定 地・津1</p>	<p>第1章 災害予防計画 第1節 地域防災力の向上 <表中> 1. 防災知識の普及・啓発</p>	<p>パブリックコメント実施結果</p>
<p>1. 防災知識の普及と防災意識の啓発 災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが<u>身の周りで起き得る災害リスク</u>についての正しい認識を持ち、「<u>自らの命は自らが守る</u>」との自助意識を徹底し、日頃から災害時に<u>取るべき行動を把握していること</u>が最も必要なことである。このため、<u>危機管理課</u>、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。 <u>また、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。</u></p>	<p>現行 地・津1 改定 地・津1</p>	<p>1. 防災知識の普及・啓発 災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に<u>沈着に行動できる力を身につけること</u>が最も必要なことである。このため、<u>消防防災課</u>、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。 (追記)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応 千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂 パブリックコメント実施結果</p>
<p>(2) 広報の実施方法 ③ 広報紙への掲載 防災に関する知識を深めるため、<u>広報かもがわ</u>等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。 ⑤ ハザードマップの配布、掲示 災害の危険区域を示した<u>ハザードマップ（震度分布、津波浸水、液状化危険度等）</u>を作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。 ⑦ 学校教育 <u>学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。</u> ⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用 センターの<u>VRなどの体験施設等を通じて</u>、災害に関する知識の普及・啓発に努める。 ⑨ 事業所への防災知識の普及・啓発 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員への講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。<u>同時に、事業所における事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発および支援に努める。</u></p>	<p>現行 地・津1-2 改定 地・津1-2</p>	<p>(2) 広報の実施方法 ③ 広報紙への掲載 防災に関する知識を深めるため、<u>広報かもがわ</u>等の広報紙に、防災に関する知識に関する事項を掲載して関心を高める。 ⑤ ハザードマップの配布、掲示 災害の危険区域を示した<u>ハザードマップ</u>を作成し、住民への配布、公共施設への掲示を行う。 ⑦ 学校教育 (追記) ⑧ 千葉県西部防災センター（県）の活用 センターの<u>展示、教育用施設を利用し</u>、災害に関する知識の普及・啓発に努める。 ⑨ 事業所に対する防災知識の普及・啓発 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。 (追記)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応 千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>(3) 災害時の心得 ④ その他避難時の心得 <u>また、避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進を図る。</u></p>	<p>現行 地・津2 改定 地・津2</p>	<p>(3) 災害時の心得 ④ その他避難時の心得 (追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>3. 教育訓練計画</p> <p>(5) 各種防災訓練の実施</p> <p>②総合防災訓練</p> <p><u>危機管理課</u>は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、<u>NPO・ボランティア</u>組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。</p>	<p>現行 地・津 3</p> <p>改定 地・津 3</p>	<p>3. 教育訓練計画</p> <p>(5) 各種防災訓練の実施</p> <p>②総合防災訓練</p> <p><u>消防防災課</u>は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、<u>ボランティア</u>（NPO）組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。</p>	
<p>(6) 業務継続計画の策定</p> <p><u>各課及び関係機関は、災害発生後に迅速かつ円滑な業務の再開及び継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行い、各種防災訓練時には、業務再開・継続のための訓練も実施する。</u></p>	<p>現行 地・津 3</p> <p>改定 地・津 3</p>	(新設)	千葉県指摘事項に従う改訂
<p>4. 自主防災組織の育成、強化</p> <p>(1) 自主防災組織の育成</p> <p>（中略）また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、<u>男女共同参画の観点から</u>女性の経験や能力を活用する。</p>	<p>現行 地・津 3</p> <p>改定 地・津 3-4</p>	<p>4. 自主防災組織の育成、強化</p> <p>(1) 自主防災組織の育成</p> <p>（中略）また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化に努めるとともに、<u>日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用する。</u></p>	
<p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>④中小企業の事業継続</p> <p><u>商工観光課</u>は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。</p>	<p>現行 地・津 5</p> <p>改定 地・津 5</p>	<p>(2) 事業所防災体制の強化</p> <p>④中小企業の事業継続</p> <p><u>農林水産課</u>は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。</p>	
<p>(3) ボランティアリーダーの養成</p> <p><u>また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>その際、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練、情報共有会議等を通じて推進するものとする。</u></p>	<p>現行 地・津 5</p> <p>改定 地・津 5</p>	<p>(3) ボランティアリーダーの養成</p> <p>（追記）</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p> <p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>第2節 地盤災害予防対策</p> <p><表中></p> <p>2. 地盤の液状化対策</p> <p>【実施担当】 都市建設課、農林水産課、水道局</p> <p>3. 液状化対策の広報・周知</p> <p>【実施担当】 危機管理課</p>	<p>現行 地・津 6</p> <p>改定 地・津 6</p>	<p>第2節 地盤災害予防対策</p> <p><表中></p> <p>2. 地盤の液状化対策</p> <p>【実施担当】 都市建設課、水道局</p> <p>3. 液状化対策の広報・周知</p> <p>【実施担当】 都市建設課</p>	
<p>第2節 地盤災害予防対策</p> <p>1. 地盤災害の防止</p> <p>（中略）危険箇所における災害防止策を<u>講ずる</u>。</p>	<p>現行 地・津 6</p> <p>改定 地・津 6</p>	<p>第2節 地盤災害予防対策</p> <p>1. 地盤災害の防止</p> <p>（中略）危険箇所における災害防止策を<u>講ずるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制、指導等の措置を講ずる。</u></p>	
<p>2. 地盤の液状化対策</p> <p><u>都市建設課、農林水産課、水道局</u>及び県は、</p>	<p>現行 地・津 6</p> <p>改定 地・津 6</p>	<p>2. 地盤の液状化対策</p> <p>都市建設課及び県は、地震時において液状化</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
地震時において液状化現象の発生が予想される地域にあつては、地盤特性との関係を踏まえ、千葉県東方沖地震(1987年)、阪神・淡路大震災(1995年)、東北地方太平洋沖地震(2011年)等の教訓を生かし検討等を行う。		現象の発生が予想される地域にあつては、地盤特性との関係を踏まえ、千葉県東方沖地震(1987年)、阪神・淡路大震災(1995年)、東北地方太平洋沖地震(2013年)等の教訓を生かし検討等を行う。	
3. 液状化対策の広報・周知 (1) 液状化に関する知識の広報・周知 <u>危機管理課</u> は、県が平成26・27年度に作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民に広報・周知を図る。	現行 地・津7 改定 地・津7	3. 液状化対策の広報・周知 (1) 液状化に関する知識の広報・周知 <u>都市建設課</u> は、県が平成23年度に作成した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、市民に広報・周知を図る。	千葉県指摘事項に従う改訂
第3節 防災都市づくり <表中> 7. 道路等交通施設の整備 【実施担当】都市建設課、農林水産課	現行 地・津8 改定 地・津8	第3節 防災都市づくり <表中> 7. 道路等交通施設の整備 【実施担当】都市建設課	
1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 ⑤住宅用防災機器の設置 消防法に基づき住宅用防災機器の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用防災警報器、住宅用防災報知設備を設置するように指導する。	現行 地・津8 改定 地・津8	1. 出火防止 (1) 建築物等の出火防止 ⑤火災警報器の設置 消防法に基づき住宅用自動火災報知設備の設置が義務づけられたため、すべての住宅(寝室、階段、台所等)に住宅用火災警報器、住宅用火災報知器を設置するように指導する。	防災会議委員の意見に基づく改訂
4. 建築物の防災対策 (1) 公共建築物の防災対策 ③公共建築物等の耐震診断・耐震改修の実施 各施設を所管する課は、「鴨川市耐震改修促進計画」(平成28年3月改定)に基づき、耐震診断及び耐震改修に努める。 ④非常用電源対策の実施 災害本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。 <u>なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。</u>	現行 地・津10 改定 地・津10	4. 建築物の防災対策 (1) 公共建築物の防災対策 ③公共建築物等の耐震診断・耐震改修の実施 各施設を所管する課は、「鴨川市耐震改修促進計画」(平成20年12月)に基づき、耐震診断及び耐震改修に努める。 (新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(2) 施設の移転 各施設を所管する課は、管理する施設が津波の浸水想定区域内にあり、警戒避難体制の構築によっても利用者等の安全を確保できない場合は、安全な場所への施設移転を検討する。 (削除)	現行 地・津10 改定 地・津10	(2) 施設の移転 各施設を所管する課は、管理する施設が津波の浸水想定区域内にあり、警戒避難体制の構築によっても利用者等の安全を確保できない場合は、安全な場所への施設移転を検討する。 <u>なお、当該区域内にある施設のうち海岸に面して設置されている天津保育園は、平成25年度中に天津幼稚園施設内へ、太海保育園、江見保育園は、平成26年度中に旧江見中学校敷地内に移転する。</u>	
(3) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修及び空き家対策の促進 都市建設課は、「鴨川市耐震改修促進計画」(平成28年3月改定)に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化目標を95%と定め、耐震化を促進する施策を実施する。 ③大規模施設の耐震化促進 旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模施設の耐震診断・耐震改修に対する支援を検討する。 <u>また、空き家となっている建築物の倒壊等による周辺への被害発生を防ぐため、平時から空</u>	現行 地・津10 改定 地・津10	(3) 既存建築物の耐震性向上に向けた耐震診断・改修の促進 都市建設課は、「鴨川市耐震改修促進計画」(平成20年12月)に基づき、住宅及び特定建築物の耐震化目標を90%と定め、耐震化を促進する施策を実施する。 ③大規模施設の耐震化促進 旧耐震基準の旅館・ホテル等大規模施設の耐震診断・耐震改修に対する支援を検討する。 (追記)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>き家対策を推進する。</u>			
5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進 (1) ブロック塀等倒壊防止 <u>加えて、既設のブロック塀等の倒壊防止や安全確保のための施策の推進に努める。</u>	現行 地・津 10 改定 地・津 10-11	5. ブロック塀等倒壊防止及び落下物対策の推進 (1) ブロック塀等倒壊防止 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
6. ライフライン等の耐震対策 (中略) そこで、「 <u>鴨川市水道ビジョン・経営戦略</u> 」(平成 29 年度策定) に基づき、施設の耐震化を進め、地震に強い水道施設の整備に努める。	現行 地・津 11 改定 地・津 11	6. ライフライン等の耐震対策 (中略) そこで、「 <u>鴨川市水道事業中期経営計画(安全で良質な水供給を目指して)</u> 」(平成 24～28 年度) において、施設の耐震化を進め、地震に強い水道施設の整備に努める。	
(2) 電気施設 ②防災施設の現況 ウ. 配電設備 <u>水平加速度 0.255G</u> の地震に対し、概ね送電可能としている。	現行 地・津 11 改定 地・津 11	(2) 電気施設 ②防災施設の現況 ウ. 配電設備 <u>震度 5 強(水平加速度 0.255G)</u> の地震に対し、概ね送電可能としている。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
7. 道路等交通施設の整備 (1) 道路及び橋梁の整備 <u>各道路管理者</u> は、耐震対策を実施し、安全確保に努める。	現行 地・津 12 改定 地・津 13	7. 道路等交通施設の整備 (1) 道路及び橋梁の整備 <u>県及び都市建設課</u> は、耐震対策を実施し、安全確保に努める。	
(2) 鉄道施設の整備 ①耐震列車防護装置の整備 東日本旅客鉄道(株)は、地震時に運転中の列車を速やかに停止させるため、 <u>在来線早期地震警報システムを導入している。</u>	現行 地・津 12-13 改定 地・津 13	(2) 鉄道施設の整備 ①耐震列車防護装置の整備 東日本旅客鉄道(株)は、地震時に運転中の列車を速やかに停止させるため、 <u>耐震列車防護装置整備の改良を行っている。</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
8. 港湾施設の安全化 (削除) 耐震強化岸壁の近隣の空気を災害用ヘリコプター離発着場として位置づけるほか、国道からの接続道路を県緊急輸送道路として指定 <u>されている。</u> 本市には、県が管理する第 3 種小湊漁港、天津漁港、鴨川漁港、市が管理する第 2 種漁港外 5 漁港があり、特に県が管理する第 3 種の 3 漁港は県の漁港漁場整備計画で、防波堤及び護岸の整備、航路、泊地の浚渫、 <u>施設</u> の補修、陸揚げの効率性を高める整備等が計画されている。	現行 地・津 13 改定 地・津 13	8. 港湾施設の安全化 <u>県及び農林水産課は、大規模な地震が発生した場合の応急対策のため、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送拠点として、耐震強化岸壁等を整備する。</u> <u>さらには、耐震強化岸壁の近隣の空気を災害用ヘリコプター離発着場として位置づけるほか、国道からの接続道路を県緊急輸送道路として指定するよう検討する。</u> 本市には、県が管理する第 3 種小湊漁港、天津漁港、鴨川漁港、市が管理する第 2 種漁港外 5 漁港があり、特に県が管理する第 3 種の 3 漁港は県の漁港漁場整備計画で、防波堤及び護岸の整備、航路、泊地の浚渫、 <u>女性や高齢者に配慮した施設</u> の補修、陸揚げの効率性を高める整備等が計画されている。	
第 4 節 防災施設等の整備 <表中> 2. 避難施設の整備 【実務担当】 <u>危機管理課、学校教育課、関係各課</u> 3. 災害通信施設等の整備	現行 地・津 15 改定 地・津 15	第 4 節 防災施設等の整備 <表中> 2. 避難施設の整備 【実務担当】 <u>消防防災課、学校教育課</u> 3. 災害通信施設の整備	
1. 災害用備蓄の整備 (1) 備蓄品の整備 備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して <u>行うほか、備蓄品を適正に保管し、集配を管理するため、備蓄倉庫の整備を図る。</u> ■市の備蓄目標 <枠中>	現行 地・津 15 改定 地・津 15	1. 災害用備蓄の整備 (1) 備蓄品の整備 備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して <u>行う。</u> ■市の備蓄目標 <枠中>	千葉県指摘事項に従う改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。</p> <p>○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。</p> <p>○必要量の <u>100%</u>を市の備蓄とする。</p> <p>3,000棟×<u>2.3</u>人/世帯×3日×2食×<u>100%</u>＝約 <u>40,000</u>食</p> <p><枠下></p> <p><u>さらに、災害本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが72時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。</u></p> <p><u>なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。</u></p>		<p>○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。</p> <p>○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。</p> <p>○必要量の <u>90%</u>を市の備蓄、<u>10%</u>を県の備蓄で対応する。</p> <p>3,000棟×<u>2.27</u>人/世帯×3日×2食×<u>90%</u>＝約 <u>37,000</u>食</p> <p><枠下></p> <p>(追記)</p>	
<p>(3) 他団体との協力</p> <p><u>危機管理課</u>は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。</p> <p>また、<u>内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」</u>を活用することにより、<u>国、都道府県</u>、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。</p>	<p>現行 地・津 15 改定 地・津 15</p>	<p>(3) 県、他市町村との協力</p> <p><u>消防防災課</u>は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。</p> <p>また、<u>県の総合防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」</u>を活用することにより、<u>県</u>、他市町村、防災関係機関間において備蓄情報の共有化を図る。</p>	
<p>2. 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の指定等</p> <p><u>危機管理課</u>は、災害対策基本法第49条の4から第49条の9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。</p> <p><u>また、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の指定を促進する。</u></p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 16</p>	<p>2. 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の指定等</p> <p><u>消防防災課</u>は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。</p> <p>(追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p> <p>千葉県指摘事項に従う改訂</p>
<p>(2) 避難所の整備</p> <p><u>危機管理課、学校教育課及び関係各課</u>は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。</p> <p><u>③上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u></p> <p><u>④避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。</u></p> <p><u>⑤避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。</u></p> <p><u>⑥避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 16</p>	<p>(2) 避難所の整備</p> <p><u>消防防災課及び学校教育課</u>は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。</p> <p>③（新設）</p> <p><u>③避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。</u></p> <p>⑤（新設）</p> <p><u>④避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>⑦要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</p> <p>⑧避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>⑨指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>⑩指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康推進課等が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。</p>		<p>⑤要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</p> <p>⑥避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>⑨（新設）</p> <p>⑩（新設）</p>	
<p>3. 災害通信施設等の整備</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p>危機管理課は、防災行政無線の施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設とともに、停電対策としてバッテリーの大容量化を図る。</p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 17</p>	<p>3. 災害通信施設の整備</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p>消防防災課は、防災行政無線のデジタル化への移行に伴い、施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設を行う。</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(2) 新たな通信機器の導入</p> <p>危機管理課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。</p> <p>また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等を導入し、普及を促進する。</p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 17</p>	<p>(2) 新たな通信機器の導入</p> <p>消防防災課は、地域防災拠点等との通信を確保するための手段について検討する。</p> <p>また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等の導入についても検討する。</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(4) 通信・報告手段の冗長性の確保</p> <p>危機管理課は、災害時において停電等により県防災情報システムが利用できない場合を想定した通信・報告手段を確保しておく。</p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 17</p>	<p>(新設)</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(5) モバイルバッテリーの確保</p> <p>危機管理課は、業務用の携帯電話・スマートフォンについて、停電時でも充電が可能となるよう、モバイルバッテリーを確保しておく。</p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 17</p>	<p>(新設)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>(6) ドローンの活用</p> <p>危機管理課は、災害時における被害状況等の確認にドローンを活用するため、民間団体等との協力体制の構築を図る。</p>	<p>現行 地・津 16 改定 地・津 17</p>	<p>(新設)</p>	<p>防災会議委員の意見に基づく改訂</p>
<p>第5節 津波災害予防対策</p> <p><表中></p> <p>3. 津波防災施設の整備</p> <p>【実施担当】都市建設課、農林水産課、危機管理課</p>	<p>現行 地・津 17 改定 地・津 18</p>	<p>第5節 津波災害予防対策</p> <p><表中></p> <p>3. 津波防災施設の整備</p> <p>【実施担当】都市建設課、農林水産課</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>2. 津波避難対策</p> <p>(1)津波浸水予測図の作成・周知</p> <p><u>危機管理課</u>は、県が平成 23 年度に作成した津波浸水予測図及び平成 28 年度に公表した「地震被害想定調査」における津波浸水域に基づき、浸水する範囲を記載した防災マップを作成し周知する。</p>	<p>現行 地・津 17</p> <p>改定 地・津 18</p>	<p>2. 津波避難対策</p> <p>(1)津波浸水予測図の作成・周知</p> <p><u>消防防災課</u>は、県が平成 23 年度に作成した津波浸水予測図に基づき、浸水する範囲を記載した防災マップを作成し周知する。</p>	千葉県指摘事項に従う改訂
<p>(2)津波避難ビル等の指定</p> <p><u>危機管理課</u>は、(1)による津波浸水予測図に基づき、津波から避難が困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的に避難する津波避難ビル及び津波避難場所を指定する。</p> <p>なお、津波避難ビルについては平成 30 年 12 月現在、43 箇所が指定されている。</p>	<p>現行 地・津 17</p> <p>改定 地・津 18</p>	<p>(2)津波避難ビル等の指定</p> <p><u>消防防災課</u>は、(1)による津波浸水予測図に基づき、津波から避難が困難と想定される地域に対し、緊急的・一時的に避難する津波避難ビル及び津波避難場所を指定する。</p> <p>なお、津波避難ビルについては平成 27 年 3 月現在、43 箇所が指定されている。</p>	
<p>(3)津波避難計画の見直し</p> <p><u>危機管理課</u>は、市民の迅速な避難行動ができるよう、避難計画、初動体制、避難指示の発令等を定めた「鴨川市津波避難計画」（平成 30 年 4 月改訂）を作成している。</p> <p>今後は、新たな津波浸水予測や津波避難ビル等の指定に合わせて見直しを図る。</p>	<p>現行 地・津 17</p> <p>改定 地・津 18</p>	<p>(3)津波避難計画の見直し</p> <p><u>消防防災課</u>は、市民の迅速な避難行動ができるよう、避難計画、初動体制、避難勧告・指示の発令等を定めた「鴨川市津波避難計画」（平成 27 年 3 月改訂）を作成している。</p> <p>今後は、新たな津波浸水予測や津波避難ビル等の指定に合わせて見直しを図る。</p>	千葉県指摘事項に従う改訂
<p>3. 津波防災施設の整備</p> <p>(3)護岸等の避難階段、避難口の設置</p> <p><u>都市建設課及び農林水産課</u>は、直立構造の護岸、堤防等で避難階段が少ない施設について、</p>	<p>現行 地・津 18</p> <p>改定 地・津 19</p>	<p>3. 津波防災施設の整備</p> <p>(3)護岸等の避難階段、避難口の設置</p> <p><u>都市建設課</u>は、直立構造の護岸、堤防等で避難階段が少ない施設について、</p>	
<p>(4)津波避難施設の整備</p> <p><u>危機管理課</u>は、浸水予測図に基づき津波から避難が困難と想定される地域における避難場所の確保に努める。</p>	<p>現行 地・津 18</p> <p>改定 地・津 19</p>	<p>(4)津波避難施設の整備</p> <p><u>消防防災課</u>は、浸水予測図に基づき津波から避難が困難と想定される地域に対し、津波避難タワー等を設置し避難場所の確保に努める。</p>	
<p>第 6 節 要配慮者の安全確保対策</p> <p><表中></p> <p>1. 在宅要配慮者への対応</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>福祉課、子ども支援課、危機管理課</u></p> <p>2. 社会福祉施設等における防災対策</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>福祉課、子ども支援課</u></p> <p>3. 外国人への防災対策</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>市民交流課、市民生活課、危機管理課</u></p>	<p>現行 地・津 20</p> <p>改定 地・津 21</p>	<p>第 6 節 要配慮者の安全確保対策</p> <p><表中></p> <p>1. 在宅要配慮者に対する対応</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>福祉課</u></p> <p>2. 社会福祉施設等における防災対策</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>福祉課</u></p> <p>3. 外国人に対する防災対策</p> <p>【実施担当】</p> <p><u>市民交流課、市民生活課</u></p>	
<p>1. 在宅要配慮者への対応</p> <p><u>福祉課</u>は、<u>災害対策基本法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 の規定</u>に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。</p>	<p>現行 地・津 20</p> <p>改定 地・津 21</p>	<p>1. 在宅要配慮者に対する対応</p> <p><u>福祉課</u>は、「<u>鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画</u>」（平成 22 年 7 月）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>(1) 災害支援体制</p> <p>自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、<u>避難行動要支援者</u>本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。</p>	<p>現行 地・津 20</p> <p>改定 地・津 21</p>	<p>(1) 災害支援体制</p> <p>自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、<u>要援護者</u>本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。</p>	
<p>(2) 避難行動要支援者の範囲</p> <p><u>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の</u></p>	<p>現行 地・津 20</p> <p>改定 地・津 21</p>	<p>(2) <u>災害時避難行動要支援者の範囲</u></p> <p><u>災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情</u></p>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とする。</u></p> <p>■対象の範囲</p> <p>①75歳以上の一人暮らしの者</p> <p>②75歳以上のみで構成された世帯に属する者</p> <p>③要介護3・4・5の認定を受けている者</p> <p>④身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者</p> <p>⑤療育手帳A又はAを所持する知的障害者</p> <p>⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>⑦常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</p> <p>⑧乳幼児（0～3歳）</p> <p>⑨妊産婦</p> <p>⑩その他災害時の自力避難に不安を抱く者等で、市長が支援を必要と認めた者</p>		<p>報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。</p> <p>■対象の範囲</p> <p>①一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者</p> <p>②介護保険における要介護度3、4又は5の者</p> <p>③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</p> <p>④療育手帳の交付を受けているもののうち、OA又はA判定を受けている者</p> <p>⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</p> <p>⑥常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</p> <p>⑦日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>⑧乳幼児（0～3歳）</p> <p>⑨妊産婦</p> <p>その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者</p>	災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<p>(5) 避難行動要支援者名簿の作成・提供</p> <p>避難行動要支援者の名簿は、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。</p> <p><u>災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を事前に提供する。ただし、名簿の提供について本人の同意が得られない場合は除く。</u></p>	<p>現行 地・津 20-21</p> <p>改定 地・津 22</p>	<p>(5) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者の名簿は、<u>要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。</u></p> <p>把握した情報のうち、要援護者登録制度による基本情報は自主防災組織等に提供する。詳細情報は、避難行動要支援者の同意を得た者に提供する。</p>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<p>(7) 避難行動要支援者システムの活用</p> <p><u>避難行動要支援者システムに登録されている住民基本情報について定期的な更新を行うとともに、発災時には必要に応じて特定の区域内に居住する避難行動要支援者の情報を即座に抽出できるよう、随時メンテナンスを行う。</u></p>	<p>現行 地・津 21</p> <p>改定 地・津 22</p>	(7)（新設）	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
(8) 避難支援プラン（個別計画）の作成	<p>現行 地・津 21</p> <p>改定 地・津 22</p>	(7) 避難支援プラン（個別計画）の作成	
(9) 避難支援関係者等の安全確保	<p>現行 地・津 21</p> <p>改定 地・津 22</p>	(8) 避難支援関係者等の安全確保	
<p>(10) 防災設備等の整備</p> <p>福祉課及び関係機関は、<u>一人暮らし</u>高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。</p>	<p>現行 地・津 21</p> <p>改定 地・津 22</p>	<p>(9) 防災設備等の整備</p> <p>福祉課及び県は、<u>独り暮らし</u>高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。</p>	
<p>(11) 避難施設等の整備</p> <p><u>福祉課、子ども支援課及び危機管理課は、要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活に必要な資機材等をあらかじめ避難施設へ配備するよう努める。</u></p>	<p>現行 地・津 21</p> <p>改定 地・津 22</p>	<p>(10) 避難施設等の整備</p> <p>福祉課は、<u>要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。</u></p> <p>①トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品</p>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、 <u>要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</u>		②児童遊具、ミルク、ほ乳びん等幼児用備品及び授乳に配慮するための設備	
(12)防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実 福祉課及び <u>関係機関</u> は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。	現行 地・津 21 改定 地・津 22	(11)防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実 福祉課及び <u>県</u> は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。	
2. 社会福祉施設等における防災対策 (4)認定こども園における対策 <u>認定こども園においては、非常用発電機や投光器など、業務の継続に必要な資機材及び備蓄食料、非常用トイレその他保育の継続に必要な消耗品等を整理し、備蓄を図る。</u>	現行 地・津 21 改定 地・津 23	2. 社会福祉施設等における防災対策 (新設)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
3. 外国人への防災対策 市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、 <u>宗教、防災意識</u> の異なる外国人を要配慮者として位置付け、 <u>平時から外国人コミュニティや大学、企業等と連携し、外国人の所在把握や個人情報管理を行うとともに、</u> 災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。 <u>また、防災教育・訓練の実施、情報伝達網の整備や通訳の確保などのほか、県等と連携し、災害多言語支援センターの設置が可能な体制の確保に努める。</u> なお、 <u>危機管理課</u> は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。	現行 地・津 22 改定 地・津 23	3. 外国人に対する防災対策 市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、 <u>防災意識</u> の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。 (追記) なお、 <u>消防防災課</u> は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。	災害対策基本法や関係法令の改正への対応 国の防災基本計画の修正への対応
第7節 帰宅困難者対策 <表中> 3. 帰宅困難者等への情報提供 【実施担当】危機管理課 【関係機関】県	現行 地・津 23 改定 地・津 24	第7節 帰宅困難者対策 <表中> (新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
3. 帰宅困難者等への情報提供 <u>危機管理課は、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供について検討・実施していく。</u>	現行 地・津 23 改定 地・津 24	(新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 <u>その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。</u> <u>・疑わしいときは行動せよ</u> <u>・最悪事態を想定して行動せよ</u> <u>・空振りには許されるが見逃しは許されない</u>	現行 地・津 24 改定 地・津 25	第2章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
1. 初動体制 (2)地域参集体制 ■地域防災拠点設置箇所 <表中>	現行 地・津 24 改定 地・津 25	1. 初動体制 (2)地域参集体制 ■地域防災拠点設置箇所 <表中>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
旧江見小学校、江見小学校、旧曾呂小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、長狭 <u>学園</u> 、天津 <u>小湊</u> 小学校		旧江見小学校、江見小学校、旧曾呂小学校、東条小学校、西条小学校、田原小学校、長狭 <u>小学校</u> 、天津小学校	
<p>2. 配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。</p> <p><u>なお、実際の職員の参集状況や対応の必要性などの判断をしながら、柔軟に対応する。</u></p> <p>■配備体制（震災）</p> <p><表中></p> <p>【配備段階】 <u>災害警戒本部（災害即応体制）</u></p> <p>【配備基準】</p> <p>（第1配備）</p> <p><u>3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）</u></p> <p><u>4. その他危機管理課長が必要と認めたとき</u></p> <p>（第2配備）</p> <p>4. その他<u>副市長</u>（本部長）が必要と認めたとき</p> <p>（第3配備）</p> <p><u>4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒が発表されたとき（自動配備）</u></p> <p><u>5. 以下に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長（本部長）が必要と認めたとき</u></p> <p><u>ア. 大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を有すると見込まれるとき</u></p> <p><u>6. その他市長（本部長）が必要と認めたとき</u></p> <p>【配備を要する部署】</p> <p>（第2配備）</p> <p><u>・総務課長</u> <u>・財政課長</u></p> <p>（削除）</p> <p>・状況に応じ、各所属<u>職員</u>を登庁させる</p>	<p>現行 地・津 25</p> <p>改定 地・津 26</p>	<p>2. 配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策にあたる。</p> <p>（追記）</p> <p>■配備体制（震災）</p> <p><表中></p> <p>【配備段階】 <u>災害警戒本部</u></p> <p>【配備基準】</p> <p>（第1配備）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3. その他市長（本部長）が必要と認めたとき</u></p> <p>（第2配備）</p> <p>4. その他<u>市長</u>（本部長）が必要と認めたとき</p> <p>（第3配備）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>4. その他市長（本部長）が必要と認めたとき</u></p> <p>【配備を要する部署】</p> <p>（第2配備）</p> <p>（追加）</p> <p><u>環境課長</u></p> <p>・状況に応じ、各所属<u>班員</u>を登庁させる</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p> <p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(2) 配備の決定</p> <p>職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。</p> <p>その他の場合、<u>危機管理課長</u>は、災害情報及び必要な対策を市長<u>又は副市長</u>に報告する。市長<u>又は副市長</u>は、報告に基づいて配備体制及び<u>本部</u>の設置を決定し、動員を指示する。</p>	<p>現行 地・津 25</p> <p>改定 地・津 26</p>	<p>(2) 配備の決定</p> <p>職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。</p> <p>その他の場合、<u>消防防災課長</u>は、災害情報及び必要な対策を市長<u>（本部長）</u>に報告する。市長<u>（本部長）</u>は、報告に基づいて配備体制及び<u>災害対策本部</u>の設置を決定し、動員を指示する。</p>	
<p>3. 職員の動員</p> <p>(1) 動員方法</p> <p>勤務時間内の場合、<u>市長又は副市長</u>は、地震情報から震度を確認し、<u>本部員</u>に配備及び動員を連絡する。<u>各班長又は関係所属長</u>は、所属職員に連絡する。連絡は、職員参集メールの他、電話及び庁内放送を用いる。</p>	<p>現行 地・津 25</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>3. 職員の動員</p> <p>(1) 動員方法</p> <p>勤務時間内の場合、<u>市長（本部長）</u>は、地震情報から震度を確認し、<u>各班長</u>に配備及び動員を連絡する。<u>各班長</u>は、所属職員に連絡する。連絡は、職員参集メールの他、電話及び庁内放送を用いる。</p>	
<p>(3) 動員報告</p> <p><u>参集した職員は、所属単位に各班長を通じて動員報告を行う。</u></p> <p><u>また、報告を確認する体制を整備し、確実に実施する。</u></p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>（新設）</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>5. 災害警戒本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に、自動的に設置する<u>ほか、副市長（本部長）が警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、市役所に設置する。</u></p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>5. 災害警戒本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に、自動的に設置する。</p>	
<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部は、<u>副市長（本部長）、総務部長（副本部長）、その他の部長及び配備体制に掲げる所属長を本部員として組織し、その運営については災害対策本部</u>を準用する。</p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部は、<u>災害対策本部の組織</u>を準用する。</p>	
<p>(3) 指揮の権限</p> <p>災害警戒本部の設置及び指揮は、<u>副市長</u>（本部長）の権限により行われるが、<u>副市長</u>の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、<u>本部長及び副本部長</u>の代替職員については、次のとおりとする。</p> <p>■<u>部長</u>及び代替職員</p> <p>本部長 <u>副市長</u></p> <p>代替職員（第1順位） <u>総務部長</u></p> <p>代替職員（第2順位） <u>危機管理課長</u></p> <p><u>副本部長</u> <u>総務部長</u></p> <p><u>代替職員（第1順位）</u> <u>危機管理課長</u></p> <p><u>代替職員（第2順位）</u> <u>本部長が指定する職員</u></p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>(3) 指揮の権限</p> <p>災害警戒本部の設置及び指揮は、<u>市長</u>（本部長）の権限により行われるが、<u>市長</u>の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、<u>本部長</u>の代替職員については、次のとおりとする。</p> <p>■<u>本部長</u>及び代替職員</p> <p>本部長 <u>市長</u></p> <p>代替職員（第1順位） <u>副市長</u></p> <p>代替職員（第2順位） <u>総務部長</u>（新設）</p>	
<p>(4) <u>活動</u></p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 27</p>	<p>(4) <u>運営</u></p>	
<p>(5) 災害警戒本部の廃止</p> <p><u>副市長</u>（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。</p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 28</p>	<p>(5) 災害警戒本部の廃止</p> <p><u>市長</u>（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。</p>	
<p>(6) 災害対策本部への移行</p> <p><u>副市長</u>（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ<u>移行すべき旨を市長に報告</u>する。</p>	<p>現行 地・津 26</p> <p>改定 地・津 28</p>	<p>(6) 災害対策本部への移行</p> <p><u>市長</u>（本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ<u>移行</u>する。</p>	
<p>6. 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害対策本部は、<u>配備基準に該当した場合に自動的に設置するほか</u>、市長（本部長）が必要と認めたとときに設置する。</p> <p>(削除)</p>	<p>現行 地・津 27</p> <p>改定 地・津 28</p>	<p>6. 災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害対策本部は、<u>次の設置基準に該当し</u>、市長（本部長）が必要と認めたとときに設置する。</p> <p>■<u>災害対策本部の設置基準</u></p> <p><表略></p>	
<p>(2) 設置場所</p> <p>災害対策本部は、原則として、<u>市役所本庁舎</u>4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により総合保健福祉会館に設置する。</p> <p>■災害対策本部の設置場所</p> <p>1 <u>市役所本庁舎</u>4階会議室</p> <p>2 <u>総合保健福祉会館</u>（ふれあいセンター）</p>	<p>現行 地・津 27</p> <p>改定 地・津 28</p>	<p>(2) 設置場所</p> <p>災害対策本部は、原則として、<u>市役所</u>4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により<u>鴨川市</u>総合保健福祉会館に設置する。</p> <p>■災害対策本部の設置場所</p> <p>1 <u>鴨川市役所</u>4階会議室</p> <p>2 <u>鴨川市総合保健福祉会館</u>（ふれあいセンター）</p>	
<p>(3) 災害対策本部設置の通知</p> <p>■本部設置の通知</p> <p><表中></p> <p>一般市民 通知方法 市防災行政無線、広報車、<u>市ホームページ、安全・安心メール</u></p>	<p>現行 地・津 27</p> <p>改定 地・津 28</p>	<p>(3) 災害対策本部設置の通知</p> <p>■本部設置の通知</p> <p><表中></p> <p>一般市民 通知方法 市防災行政無線、広報車、<u>市ホームページ</u></p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
(6)災害対策本部の廃止 <u>災害対策本部の廃止については、警報等の解除状況だけでなく、市全体の被害状況についても考慮して、総合的に判断する。</u>	現行 地・津 28 改定 地・津 29	(6)災害対策本部の廃止 (追記)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
■災害対策本部の組織 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 地・津 29 改定 地・津 30	■災害対策本部の組織 <表略>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
■災害対策本部事務分掌 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 地・津 30-33 改定 地・津 31-34	■災害対策本部事務分掌 <表略>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第2節 情報収集伝達 2. 地震情報等の収集伝達 ■地震情報の種類 <表中> 【震源に関する情報】 <u>震度3以上で発表（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）</u> 【震源・震度に関する情報】 <u>大津波警報、津波警報または津波注意報発表時に発表</u>	現行 地・津 35 改定 地・津 36	第2節 情報収集伝達 2. 地震情報等の収集伝達 ■地震情報の種類 <表中> 【震源に関する情報】 (追記) 【震源・震度に関する情報】 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
■津波警報等 <表中> ・種類 ・大津波警報* ・「想定される被害と取るべき行動」の列を追加 <表下> <u>*大津波警報は特別警報に位置づけられている。</u>	現行 地・津 36 改定 地・津 37	■津波警報等 <表中> ・津波警報等の種類 ・大津波警報 (新設) <表下> (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
■津波情報の種類 <表中> 【津波観測に関する情報】 <u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u> 【津波に関するその他の情報】 <u>津波に関するその他必要な事項を発表</u> 【沖合の津波観測に関する情報】 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）	現行 地・津 36 改定 地・津 38	■津波情報の種類 <表中> 【津波観測に関する情報】 <u>実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表</u> 【津波に関するその他の情報】 <u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</u> 【沖合の津波観測に関する情報】 沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<u>最大波の観測値の発表内容</u> <表中> 内容は、「発表中の津波警報等」「観測された津波の高さ」「内容」をまとめたもの <表下> <u>※1 津波観測に関する情報の発表内容について</u> <u>・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と</u>	現行 地・津 36 改定 地・津 38	(新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</u></p> <p>・<u>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <p>※2 <u>沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <p>・<u>沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。</u>・<u>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p> <p>・<u>沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u></p>			
<p>■<u>津波警報等</u>伝達系統図 <図略></p> <p><図下></p> <p>1. <u>二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p>2. <u>太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p> <p>3. <u>銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。</u></p> <p>4. <u>障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。</u></p> <p>※<u>緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>	<p>現行 地・津 37 改定 地・津 40</p>	<p>■<u>津波予報</u>伝達系統図 <図略></p> <p><図下></p> <p>1. <u>伝達は、銚子地方気象台が「防災情報提供装置」により行う。</u></p> <p>2. <u>障害等により通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。</u></p> <p>(追記)</p> <p>(追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>3. <u>被害情報の収集・調査</u> (3)災害調査 ■<u>調査の対象及び担当</u> <表中> 福祉施設災害 【調査担当】<u>福祉班、医療支援班</u></p>	<p>現行 地・津 38 改定 地・津 41</p>	<p>3. <u>被害情報の収集・調査</u> (3)災害調査 ■<u>調査の対象及び担当</u> <表中> 福祉施設災害 【調査担当】<u>福祉班</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><表下> <u>また、必要に応じて、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認や、無人航空機（ドローン）を活用した被害情報の収集について調整する。</u></p>		<p><表下> (追記)</p>	
<p>4. 災害報告 (2) 県への報告 市長（本部長）は、災害対策基本法第 53 条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」による。</p>	<p>現行 地・津 38 改定 地・津 41-42</p>	<p>4. 災害報告 (2) 県への報告 市長（本部長）は、災害対策基本法第 53 条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「<u>千葉県被害情報等報告要領</u>」による。</p>	
<p>(3) 行政機能の確保状況の把握及び報告 <u>震度 6 弱以上の地震を観測した場合において、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、</u> ① <u>トップマネジメントは機能しているか</u> ② <u>人的体制（マンパワー）は充足しているか</u> ③ <u>物的環境（庁舎施設等）は整っているかの 3 点を把握し、「市町村行政機能チェックリスト」に必要事項を記入し、県の担当部署に原則としてファクシミリにより報告する。</u></p>	<p>現行 地・津 39 改定 地・津 42</p>	<p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p>
<p>(4) 報告責任者の選任 (図略)</p>	<p>現行 地・津 39 改定 地・津 43</p>	<p>(3) 報告責任者の選任 (図略)</p>	
<p>(5) 報告先と連絡方法 (図略) <u>電話番号を一部修正</u></p>	<p>現行 地・津 40 改定 地・津 43</p>	<p>(4) 報告先と連絡方法 (図略)</p>	
<p>第 3 節 災害広報・広聴活動 1. 市で行う広報 (1) 市の広報活動 エ. <u>防災行政無線、安全・安心メール、市ホームページ、SNS 等</u>を利用して一斉に広報する。</p>	<p>現行 地・津 41 改定 地・津 44</p>	<p>第 3 節 災害広報・広聴活動 1. 市で行う広報 (1) 市の広報活動 エ. <u>防災行政無線、鴨川市安全・安心メール、市ホームページ等</u>を利用して一斉に広報する。</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(2) 広報内容 ③ <u>り災者への広報</u> ア. 救護センター、避難所の開設状況 イ. 医療救護、衛生知識の周知 ウ. 給水、給食等の実施状況 エ. <u>停電、断水等ライフラインに関する途絶及び復旧の状況</u> オ. <u>通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況</u> カ. <u>被災地の状況</u> キ. <u>その他</u></p>	<p>現行 地・津 42 改定 地・津 45</p>	<p>(2) 広報内容 ③ <u>り災者に対する広報</u> ア. 救護センター、避難所の開設状況 イ. 医療救護、衛生知識の周知 ウ. 給水、給食等の実施状況 (新設) エ. <u>通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況</u> オ. <u>被災地の状況</u> カ. <u>その他</u></p>	
<p>3. 報道機関への対応 (2) 報道発表 <u>なお、あらかじめ情報提供ルールや取材時の制限、対応項目、他の応急業務との優劣等を定めておくことにより、対応の効率化と担当職員の負担軽減を図る。</u></p>	<p>現行 地・津 42 改定 地・津 45</p>	<p>3. 報道機関への対応 (2) 報道発表 (追記)</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>4. 被災者相談 市民生活班は、住民からの<u>問合せ</u>や生活相談に対応するため、市役所本庁舎のほかに、<u>必要に応じて支所等</u>に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、<u>相談窓口</u></p>	<p>現行 地・津 43 改定 地・津 46</p>	<p>4. 被災者相談 市民生活班は、住民からの<u>問い合わせ</u>や生活相談に対応するため、市役所本庁舎及び支所に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、<u>相談窓口には各班の担当者</u></p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>には、必要に応じて各班の担当者を置くほか、応援職員の配置を図る。</u></p> <p>■相談窓口の内容 <表中> 【設置場所】市役所本庁舎等</p>		<p>を置く。</p> <p>■相談窓口の内容 <表中> 【設置場所】市役所本庁舎、支所</p>	
<p>第5節 広域応援・自衛隊派遣要請</p> <p>1. 自治体等への応援要請</p> <p>(3) 他市町村への応援・援助要請</p> <p><u>また、上記では、十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。</u></p>	<p>現行 地・津 47 改定 地・津 50</p>	<p>第5節 広域応援・自衛隊派遣要請</p> <p>1. 自治体等への応援要請</p> <p>(3) 他市町村への応援・援助要請 (追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>(8) 応援隊の受入れ・活動支援</p> <p>広域拠点班は、<u>「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。</u></p> <p><u>なお、応援隊の活動拠点施設として総合運動施設を指定し、受入れを行う。</u></p>	<p>現行 地・津 49 改定 地・津 52</p>	<p>(8) 応援隊の受入れ・活動支援</p> <p>広域拠点班は、<u>広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。</u></p> <p><u>応援隊の活動拠点施設を指定し、受入れを行う。</u></p>	<p>千葉県指摘事項に従う改訂</p>
<p>3. 自衛隊の災害派遣</p> <p>(1) 災害派遣要請</p> <p>市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要が<u>認められる</u>ときに、</p>	<p>現行 地・津 49 改定 地・津 52</p>	<p>3. 自衛隊の災害派遣</p> <p>(1) 災害派遣要請</p> <p>市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要が<u>みとめられる</u>ときに、</p>	
<p>(4) 自衛隊の自主派遣</p> <p><u>また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</u></p>	<p>現行 地・津 51 改定 地・津 54</p>	<p>(4) 自衛隊の自主派遣 (追記)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策</p> <p>2. 救助活動</p> <p>(2) 救助活動</p> <p>消防本部及び消防対策班は、救助隊を<u>編成し</u>、救助資機材等を<u>準備して</u>行方不明者情報をもとに救出活動を行う。</p> <p>災害の状況等により市の救助隊だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。</p>	<p>現行 地・津 53 改定 地・津 57</p>	<p>第6節 消防・救助救急・水防・危険物等対策</p> <p>2. 救助活動</p> <p>(2) 救助活動</p> <p>消防本部及び消防対策班は、救助隊を<u>編成</u>、救助資機材等を<u>準備し</u>行方不明者情報をもとに救出活動を行う。</p> <p>災害の状況等により市の救助隊だけでは、<u>救助活動が困難な場合は、警察署、消防本部、隣接消防機関等の応援を要請する。</u></p>	
<p>第7節 警備・交通・輸送</p> <p>2. 交通規制</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な<u>路線において</u>、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。</p>	<p>現行 地・津 56 改定 地・津 60</p>	<p>第7節 警備・交通・輸送</p> <p>2. 交通規制</p> <p>(2) 交通規制</p> <p>警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な<u>路線を</u>、通行禁止又は制限等の措置をとる。交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒にあたる。</p>	
<p>3. 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送路の確保</p> <p><u>市は、自衛隊との連携等、道路啓開を行うために必要な体制をあらかじめ整備しておく。災害発生時には、土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。</u></p> <p>また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。<u>なお、道路管理者等は、</u></p>	<p>現行 地・津 58 改定 地・津 62</p>	<p>3. 緊急輸送路の確保</p> <p>(1) 緊急輸送路の確保 (追記)</p> <p>土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。</p> <p>また、本部事務局は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、警察署と密接な連絡をとる。</p> <p>(追記)</p>	<p>千葉県指摘事項に従う改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>あらかじめ住民等に対し災害時において、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u>			
(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 ■県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 <表中> 【市内の路線】 国道 128 号、主要地方道千葉鴨川線 国道 410 号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 <u>県道浜波太港線 他 2 路線（市道、臨港道路）</u>	現行 地・津 58 改定 地・津 62	(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 ■県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 <表中> 【市内の路線】 国道 128 号、主要地方道千葉鴨川線、 <u>鴨川有料道路</u> 国道 410 号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 <u>浜波太港線 他 2 路線</u>	
5. 緊急輸送の実施 (2) 車両・燃料の確保 ③燃料の調達 <u>市は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。</u>	現行 地・津 59 改定 地・津 63	5. 緊急輸送の実施 (2) 車両・燃料の確保 ③燃料の調達 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第 8 節 避難対策 <表中> 5. 避難対策 【実務担当】 <u>教育班、各班</u> 、防災班 6. 避難所の運営 【実務担当】 <u>教育班</u> 、市民生活班、 <u>各班</u> 7. 避難所設備の整備 【実務担当】 <u>教育班</u> 8. 避難者への支援 【実務担当】 <u>本部事務局、教育班</u> 、産業班、医療支援班 9. 要配慮者の避難対策 【実務担当】福祉班 ※上記変更に基づき、72 ページ（現行 68 ページ）にかけて班名を変更	現行 地・津 61 (61-68) 改定 地・津 65 (65-72)	第 8 節 避難対策 <表中> 5. 避難対策 【実務担当】 <u>調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班</u> 、防災班 6. 避難所の運営 【実務担当】 <u>調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班</u> 7. 避難所設備の整備 【実務担当】 <u>市民生活班</u> 8. 避難者への支援 【実務担当】 <u>市民生活班、産業班、医療支援班</u> 9. 要配慮者の避難対策 【実務担当】 <u>福祉班、市民生活班</u>	
1. 津波避難 (1) 避難指示（ <u>緊急</u> ）の発令 次の場合に海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示する。 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ②強い地震（震度 <u>5 弱</u> 以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が避難の必要を認めたとき	現行 地・津 61 改定 地・津 65	1. 津波避難 (1) 避難の <u>勧告・指示</u> の発令 次の場合に海浜から退避し、安全な場所に避難するよう <u>勧告</u> 、指示する。 ①大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき ②強い地震（震度 <u>4 程度</u> 以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ市長が避難の必要を認めたとき	
2. 避難の勧告・指示 避難の勧告・ <u>指示（緊急）</u> は、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。避難の勧告・ <u>指示（緊急）</u> の方針は、次のとおりである。	現行 地・津 61 改定 地・津 65	2. 避難の勧告・指示 避難の勧告・ <u>指示</u> は、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。避難の勧告・ <u>指示</u> の方針は、次のとおりである。	
(1) 避難の勧告・ <u>指示（緊急）</u> の発令 また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 」を伝達する。	現行 地・津 61-62 改定 地・津 65-66	(1) 避難の勧告・ <u>指示</u> の発令 また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と要配慮者等の避難開始を促すため「 <u>避難準備情報</u> 」を伝達する。	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>■避難の勧告・指示の発令権者及び要件 <表中></p> <p>【勧告・指示を行う条件】</p> <p>○津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき</p> <p>■避難の種類及び発令基準（津波を除く） <表中></p> <p>【種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ・<u>避難指示（緊急）</u> <p>【内容】</p> <p>○<u>避難に時間を要する方は避難開始</u></p>		<p>■避難の勧告・指示の発令権者及び要件 <表中></p> <p>【勧告・指示を行う条件】</p> <p>○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき</p> <p>■避難の種類及び発令基準（津波を除く） <表中></p> <p>【種類】</p> <p>（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難指示</u> <p>【内容】</p> <p>（新設）</p>	
<p>(2) <u>避難の勧告・指示（緊急）等の伝達</u></p> <p>避難の勧告・<u>指示（緊急）</u>等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難勧告・指示（緊急）</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>■避難時の伝達事項例 <枠内></p> <p>○<u>避難勧告・指示（緊急）</u>の対象区域</p> <p>■<u>避難勧告・指示（緊急）</u>等の伝達経路 <表中・表下></p> <p><u>認定こども園</u></p> <p>※その他、福祉班から社会福祉協議会を通じて民生委員に至る経路をそれぞれに伝達する経路に変更</p>	<p>現行 地・津 62-63 改定 地・津 66-67</p>	<p>(2) <u>避難の勧告・指示等の伝達</u></p> <p>避難の勧告・<u>指示</u>等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難勧告（指示）</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>■避難時の伝達事項例 <枠内></p> <p>○<u>避難勧告・指示</u>の対象区域</p> <p>■<u>避難勧告・指示</u>等の伝達経路 <表中・表下></p> <p><u>保育所</u></p>	
<p>(3) <u>避難の措置と周知</u></p> <p>①住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は<u>報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）</u> <u>広報車</u> <u>サイレン又は警鐘</u> <u>ツイッター等のSNS</u> <u>電話、FAX、登録制のメール</u> <u>その他速やかに住民に周知できる方法</u></p>	<p>現行 地・津 63 改定 地・津 67-68</p>	<p>(3) <u>避難の措置と周知</u></p> <p>①住民等への周知</p> <p>避難の措置を実施したときは、当該実施者は<u>防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</u></p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p> <p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>5. <u>避難所開設</u></p> <p>(1) <u>避難所の開設</u></p> <p><u>教育班、各班</u>は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。</p> <p>（中略）<u>教育班</u>は、<u>避難所</u>からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。</p>	<p>現行 地・津 65 改定 地・津 69</p>	<p>5. <u>避難所開設</u></p> <p>(1) <u>避難所の開設</u></p> <p><u>調査班、学校教育班及び社会教育班</u>は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所職員）を派遣する。</p> <p>（中略）<u>市民生活班</u>は、<u>調査班、学校教育班及び社会教育班</u>からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。</p>	
<p>(2) <u>避難者の受入れ</u></p> <p>また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、随時、<u>災害対策本部</u>に報告する。</p>	<p>現行 地・津 65 改定 地・津 69</p>	<p>(2) <u>避難者の受入れ</u></p> <p>また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、随時、<u>災害対策本部（市民生活班）</u>に報告する。</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
6. 避難所の運営 (1) 避難所運営体制の確立 （中略）避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や、 <u>教育班を通じて災害対策本部</u> との調整等を行う。 ■避難所の運営 <表中> ○ <u>災害対策本部</u> との連絡	現行 地・津 65 改定 地・津 69-70	6. 避難所の運営 (1) 避難所運営体制の確立 （中略）避難所職員は、住民組織のリーダーが中心となって自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や <u>災害対策本部（市民生活班）</u> との調整等を行う。 ■避難所の運営 <表中> ○ <u>災害対策本部（市民生活班）</u> との連絡	
(3) 避難者の管理 また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、 <u>教育班を通じて災害対策本部へ</u> 報告する。	現行 地・津 66 改定 地・津 70	(3) 避難者の管理 また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、 <u>災害対策本部（市民生活班）へ</u> 報告する。	
7. 避難所設備の整備 (2) 設備・備品の整備 ■避難所の設備等の例 <表中> ○ <u>感染症予防物品</u>	現行 地・津 66-67 改定 地・津 71	7. 避難所設備の整備 (2) 設備・備品の整備 ■避難所の設備例 <表中> （追加）	
8. 避難者への支援 (2) 衛生対策 ■衛生対策例 <表中> ○ <u>マスク着用や手指消毒の励行</u>	現行 地・津 67 改定 地・津 71	8. 避難者への支援 (2) 衛生対策 ■衛生対策例 <表中> （追加）	
(4) 入浴対策 <u>本部事務局及び教育班</u> は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。	現行 地・津 67 改定 地・津 71	(4) 入浴対策 <u>市民生活班</u> は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。	
(5) 健康管理対策 避難所職員は、医療支援班と連携し <u>感染症</u> の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。 なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>救護所</u> を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。	現行 地・津 67 改定 地・津 71	(5) 健康管理対策 避難所職員は、医療支援班と連携し <u>インフルエンザ等</u> の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。 なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>避難所救護センター</u> を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。	
9. 要配慮者の避難対策 (3) 福祉避難所の開設 <u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉避難所の設置は、市が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</u>	現行 地・津 68 改定 地・津 72	9. 要配慮者の避難対策 (3) 福祉避難所の開設 <u>避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(4) 避難行動要支援者システムの活用 <u>地図情報との連動により、避難が必要な区域における避難行動要支援者を抽出するなど、災害発生の状況に応じて避難行動要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の安全確保に努める。</u>	現行 地・津 68 改定 地・津 72	（新設）	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第9節 医療救護 3. 被災者等の健康管理 (1) 避難所での医療活動体制 医療支援班は、避難所生活が長期化するとき	現行 地・津 71 改定 地・津 75	第9節 医療救護 3. 被災者等の健康管理 (1) 避難所での医療活動体制 医療支援班は、避難所生活が長期化するとき	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>救護所</u> を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。		は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>避難所救護センター</u> を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。	
第10節 防疫・清掃 2. 防疫活動 (4) 清潔方法・消毒方法の実施 医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。 (削除)	現行 地・津 73 改定 地・津 77	第10節 防疫・清掃 2. 防疫活動 (4) 清潔方法・消毒方法の実施 医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。 <u>また、自主防災会等の住民組織を通じて薬品を配布する。</u>	
3. 避難所における衛生管理 ■避難所の衛生指導 < 枠中 > ○ <u>マスク着用や手指消毒の励行</u>	現行 地・津 73 改定 地・津 77	3. 避難所における衛生管理 ■避難所の衛生指導 < 枠中 > (追記)	
4. 保健活動 医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と <u>連携して</u> 保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。	現行 地・津 73 改定 地・津 77	4. 保健活動 医療支援班は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と <u>連携し</u> 保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。	
7. ごみの処理 <u>災害廃棄物については、「鴨川市災害廃棄物処理計画」(令和2年3月策定)により収集・処理を行う。</u>	現行 地・津 74 改定 地・津 78	7. ごみの処理 (冒頭に追記)	
(3) 発生量の推計方法 市において、原則として千葉県 <u>災害</u> 廃棄物処理計画(以下「 <u>県計画</u> 」という。)で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	現行 地・津 74 改定 地・津 78	(3) 発生量の推計方法 市において、原則として千葉県 <u>市町村震災</u> 廃棄物処理計画 <u>策定指針</u> (以下「 <u>策定指針</u> 」という。)で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
8. 障害物の除去 (1) 住宅関係の障害物の除去 住居又はその周辺に運ばれた <u>堆積土砂</u> 、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。 < 枠下 > 土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の <u>関係機関と連携して</u> 実施する。	現行 地・津 75 改定 地・津 79	8. 障害物の除去 (1) 住宅関係の障害物の除去 住居又はその周辺に運ばれた <u>土砂</u> 、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。 < 枠下 > 土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の <u>関係機関の</u> 支援を得て実施する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(2) 河川関係の障害物の除去 (中略) 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と <u>連携</u> して実施する。	現行 地・津 75 改定 地・津 79	(2) 河川関係の障害物の除去 (中略) 特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と <u>協力</u> して実施する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
9. 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、 <u>警察、公益社団法人千葉県獣医師会等</u> 関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。	現行 地・津 76 改定 地・津 80	9. 動物対策 (2) 放浪動物への対応 環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、 <u>公益社団法人千葉県獣医師会等</u> 関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。	防災会議照会時の指摘に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>(3) ペットへの対応 （中略）<u>教育班</u>は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。</p> <p><u>また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。</u></p>	<p>現行 地・津 76 改定 地・津 80</p>	<p>(3) ペットへの対応 （中略）<u>市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班</u>は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。 （追記）</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p> <p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>第 11 節 食料・飲料水・生活必需品等の供給 1. 食料の供給 (3) 供給数の把握 ■供給数把握の方法 <表中> 【方法】<u>避難所自治組織又は避難所職員</u>からの申告にもとづいて、<u>教育班を通じて</u>把握する。</p>	<p>現行 地・津 77 改定 地・津 81</p>	<p>第 11 節 食料・飲料水・生活必需品等の供給 1. 食料の供給 (3) 供給数の把握 ■供給数把握の方法 <表中> 【方法】<u>避難所自治組織</u>からの申告にもとづいて、<u>市民生活班が</u>把握する。</p>	
<p>(4) 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者、<u>薬局等から粉ミルク（調製粉乳）又は液体ミルク</u>を調達する。</p>	<p>現行 地・津 77 改定 地・津 81</p>	<p>(4) 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者及び市薬剤師会、<u>薬局等から粉ミルク（調製粉乳）</u>を調達する。</p>	<p>パブリックコメント実施結果</p>
<p>(5) 食料の搬送・配布 （中略）市外から救援物資として届けられた食料は、<u>総合運動施設</u>文化体育館に集積し、</p>	<p>現行 地・津 77-78 改定 地・津 81-82</p>	<p>(5) 食料の搬送・配布 （中略）市外から救援物資として届けられた食料は、<u>鴨川市文化体育館</u>に集積し、</p>	
<p>3. 生活必需品の供給 (3) 供給数の把握 産業班は、<u>教育班及び市民生活班</u>を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。</p>	<p>現行 地・津 79 改定 地・津 83</p>	<p>3. 生活必需品の供給 (3) 供給数の把握 産業班は、<u>市民生活班</u>を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。</p>	
<p>(5) 生活必需品の搬送・配布 （中略）市外から救援物資として届けられた生活必需品は、<u>総合運動施設</u>文化体育館に集積し、</p>	<p>現行 地・津 79-80 改定 地・津 83-84</p>	<p>(5) 生活必需品の搬送・配布 （中略）市外から救援物資として届けられた生活必需品は、<u>鴨川市文化体育館</u>に集積し、</p>	
<p>4. 救援物資の受け入れ・管理 (2) 受け入れ・管理・配分 広域拠点班は、<u>総合運動施設</u>文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。</p>	<p>現行 地・津 80 改定 地・津 84</p>	<p>4. 救援物資の受け入れ・管理 (2) 受け入れ・管理・配分 広域拠点班は、<u>鴨川市文化体育館</u>に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。</p>	
<p><u>5. 県による物的支援</u> 県は、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、<u>食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</u></p>	<p>現行 地・津 80 改定 地・津 84</p>	<p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p>
<p>第 12 節 行方不明者の捜索・遺体の処理 3. 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬 （中略）なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不</p>	<p>現行 地・津 82 改定 地・津 86</p>	<p>第 12 節 行方不明者の捜索・遺体の処理 3. 遺体の埋火葬 (2) 埋火葬 （中略）なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
可能な場合は、「 <u>千葉県広域火葬計画</u> 」に基づき、		可能な場合は、 <u>千葉県広域火葬計画</u> に基づき、	
第13節 被災住宅対策 ＜表中＞ 4. 被災建築物の撤去・解体 【実施担当】 <u>土木班、環境班</u>	現行 地・津 83 改定 地・津 87	第13節 被災住宅対策 ＜表中＞ 4. 被災建築物の撤去・解体 【実施担当】 <u>土木班</u>	
1. 応急仮設住宅 (1) 需要の把握 (中略) また、 <u>被災者の</u> 相談窓口又は避難所にて、 ■ 応急仮設住宅の対象者(入居資格条件) ＜枠内＞ (読点を削除) 上記の条件に合う、次に <u>掲げる者</u> (削除)	現行 地・津 83 改定 地・津 87	1. 応急仮設住宅 (1) 需要の把握 (中略) また、 <u>災害</u> 相談窓口又は避難所にて、 ■ 応急仮設住宅の対象者(入居資格条件) ＜枠内＞ 上記の条件に合う、次に <u>掲げる者とする</u> ※住民登録の必要はなく、市域に居住していることが明らかな者であればよい	
(7) 民間賃貸住宅の借り上げ (中略) 借り上げにより <u>賃貸型応急住宅(民間賃貸住宅)</u> を提供できるよう努める。	現行 地・津 84 改定 地・津 88	(7) 民間賃貸住宅の借り上げ (中略) 借り上げにより <u>民間賃貸住宅</u> を提供できるよう努める。	
2. 住宅の応急修理 (中略) <u>県</u> は、原則として建設事業者との請負契約により <u>応急修理を実施する</u> 。	現行 地・津 84 改定 地・津 88	2. 住宅の応急修理 (中略) <u>土木班</u> は、原則として建設事業者との請負契約により <u>応急修理を実施し、市で実施不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する</u> 。	
4. 被災建築物の撤去・解体 (中略) それらの手続きについては、国及び県の方針を <u>踏まえて検討</u> する。	現行 地・津 85 改定 地・津 89	4. 被災建築物の撤去・解体 (中略) それらの手続きについては、国及び県の方針に <u>従い実施</u> する。	
第14節 文教対策及び労働力の確保 ＜表中＞ 1. 災害発生時の対応 【実務担当】 <u>教育班、福祉班</u> 【関係機関】 各学校、 <u>認定こども園</u> 2. 応急教育活動 【実務担当】 <u>教育班、福祉班</u> 【関係機関】 各学校、 <u>認定こども園</u> 3. 応急保育 【関係機関】 <u>認定こども園</u> ※上記変更に基づき、92 ページ（現行 88 ページ）にかけて班名等を変更	現行 地・津 86 (86-88) 改定 地・津 90 (90-92)	第14節 文教対策及び労働力の確保 ＜表中＞ 1. 災害発生時の対応 【実務担当】 <u>学校教育班、社会教育班</u> 【関係機関】 各学校、 <u>幼稚園、保育園</u> 2. 応急教育活動 【実務担当】 <u>学校教育班</u> 【関係機関】 各学校、 <u>幼稚園、保育園</u> 3. 応急保育 【関係機関】 <u>保育園</u>	
1. 災害発生時の対応 災害発生時の対応は、 <u>各施設の防災対応マニュアル</u> に定める	現行 地・津 86 改定 地・津 90	1. 災害発生時の対応 災害発生時の対応は、「 <u>鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル</u> 」に定める	
2. 応急教育活動 災害発生時の対応は、 <u>各施設の防災対応マニュアル</u> に定める	現行 地・津 86 改定 地・津 90	2. 応急教育活動 災害発生時の対応は、「 <u>鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル</u> 」に定める	
(6) その他の留意事項 (中略) 随時最寄りの <u>学校</u> の校医等が求めに応じて、 ■ その他の留意事項 ＜枠内＞ (中略) また、 <u>教育班は、</u>	現行 地・津 87-88 改定 地・津 91-92	(6) その他の留意事項 (中略) 随時最寄りの <u>校</u> の校医等が求めに応じて、 ■ その他の留意事項 ＜枠内＞ (中略) また、 <u>学校教育班は合せて、</u>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
○市立 <u>認定こども園</u> も		○市立 <u>幼稚園</u> も	
3. 応急保育 市立 <u>認定こども園</u> 長は、 <u>施設</u> 等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、 <u>臨時的な施設</u> を設け、保育を実施する。 交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の <u>施設</u> で保育することができる。	現行 地・津 88 改定 地・津 92	3. 応急保育 市立 <u>保育園</u> 長は、 <u>保育所</u> 等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、 <u>臨時的な保育所</u> を設け、保育を実施する。 交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の <u>保育所</u> で保育することができる。	
第 15 節 ライフライン施設等の応急・復旧 1. 上水道施設 (2) 応急活動 ② 応急復旧体制の整備 (中略) 市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、 <u>県水政課</u> に応援を要請し、応急復旧体制を整える。	現行 地・津 89 改定 地・津 93	第 15 節 ライフライン施設等の応急・復旧 1. 上水道施設 (2) 応急活動 ② 応急復旧体制の整備 (中略) 市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、 <u>近隣市町村</u> に応援を要請し、応急復旧体制を整える。	
3. 電力施設 (1) 非常体制の確立 地震災害が <u>発生したときは</u> 、非常災害対策本部を千葉 <u>総支社</u> 内に設置する。	現行 地・津 90 改定 地・津 94	3. 電力施設 (1) 非常体制の確立 地震災害が <u>発生したとき</u> 、東京電力は、非常災害対策本部を千葉 <u>支店内</u> に設置する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
4. 通信施設 (4) 広報 災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び <u>広報車等</u> により地域の住民に周知する。 災害用伝言ダイヤル「171」や <u>掲示板、災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサービス等</u> の安否情報確認のためのシステム提供を開始する。	現行 地・津 91 改定 地・津 95	4. 通信施設 (4) 広報 災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び <u>広報車</u> により地域の住民に周知する。 災害用伝言ダイヤル「171」や <u>掲示板等の安否情報確認のためのシステム提供</u> を開始する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第 16 節 ボランティア活動への対応 1. ボランティア団体への要請 (1) ボランティアの活動分野 ■ ボランティアの活動 <表中> 【 専門ボランティア 】 ○外国語の <u>通訳、情報提供</u> 【 一般ボランティア 】 ○救援物資や義援品の <u>仕分け、輸送</u> ○高齢者や障害者などの要配慮者の <u>支援</u> ○ <u>清掃、がれきの片付け</u>	現行 地・津 93 改定 地・津 97	第 16 節 ボランティア活動への対応 1. ボランティア団体への要請 (1) ボランティアの活動分野 ■ ボランティアの活動 <表中> 【 専門ボランティア 】 ○外国語の <u>通訳</u> 【 一般ボランティア 】 ○救援物資や義援品の <u>仕分け</u> ○高齢者や障害者などの要配慮者の <u>介護</u> ○ <u>清掃</u>	
2. ボランティアへの対応 (1) 活動拠点の設置 社会福祉協議会は、「 <u>鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定</u> 」に基づき、 <u>ボランティア団体と協力して</u> 、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（ <u>ボランティア活動センター</u> ）を <u>総合運動施設</u> に設置する。	現行 地・津 94 改定 地・津 98	2. ボランティアへの対応 (1) 活動拠点の設置 社会福祉協議会は、 <u>ボランティア団体と協力して</u> 、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（「 <u>ボランティア活動センター</u> 」と仮称する。）を <u>鴨川市総合保健福祉会館</u> に設置する。	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第 17 節 要配慮者への対応 <表中> 1. 要配慮者の安全確認 2. 要配慮者への支援	現行 地・津 95 改定 地・津 99	第 17 節 要配慮者への対応 <表中> 1. 要配慮者の安全確認 2. 要配慮者への支援	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
3. 福祉仮設住宅の供給 【関係機関】（削除）		3. 福祉仮設住宅の供給 【関係機関】社会福祉協議会	
1. 要配慮者の安全確認 要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）に基づき実施する。 <u>また、必要に応じて避難行動要支援者システムを活用し、迅速かつ的確な対応を行う。</u> (1) 安否確認 福祉班は、住民組織、自主防災組織、 <u>福祉関係団体、民生委員及び児童委員等</u> と協力して、 <u>避難区域における在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。</u>	現行 地・津 95 改定 地・津 99	1. 要配慮者の安全確認 <u>災害時</u> 要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画） <u>の</u> に基づき実施する。 (追記) (1) 安否確認 福祉班は、住民組織、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、 <u>浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。</u>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
(2) 避難情報の伝達 <u>福祉班は、避難行動要支援者への情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者自身が情報を取得できるようにそれぞれのハンディキャップを踏まえ、拡声器、口頭又は防災行政無線等の通常の伝達手段に加えて視覚障害者向けインターネット（電子メール読み上げアプリを使用）、FAX通信、聴覚障害者用情報伝達装置など多様な手段を活用して伝達を図る。</u>	現行 地・津 95 改定 地・津 99	(新設)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
(3) 避難支援 <u>避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が行う。</u> <u>福祉班は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、避難所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所を行う。</u>	現行 地・津 95 改定 地・津 99	(2) 避難支援 要配慮者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が誘導する。 <u>なお、津波警報等が発表された場合は、安全な避難時間が確保される場合のみ避難支援を行う。</u>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
(削除)	現行 地・津 95 改定 地・津 99	(3) 避難後における要配慮者への対応 (本文略)	
2. 要配慮者への支援 (1) 避難所における援護対策 福祉班は、要配慮者への援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、 <u>次の</u> 対策を行う。 ■避難所における要配慮者への支援 <表中> ○ <u>トイレに近い</u>	現行 地・津 95 改定 地・津 99-100	2. 要配慮者への支援 (1) 避難所における援護対策 福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、 <u>次にあげる</u> 対策を行う。 ■避難所における要配慮者への支援 <表中> ○ <u>専用トイレ</u>	
3. 福祉仮設住宅の供給 土木班及び福祉班は、県と協力し、 <u>要配慮者向け住宅</u> として福祉仮設住宅を設置する。	現行 地・津 96 改定 地・津 100	3. 福祉仮設住宅の供給 土木班及び福祉班は、県と協力し、 <u>要配慮者向住宅</u> として福祉仮設住宅を設置する。	
5. 外国人への対策 市民生活班は、 <u>避難情報の伝達と安否情報の収集を行うとともに、外国人の避難状況によっては、県やボランティア等と協力し、災害多言語支援センターを設置するなどして、個別ニーズへの対応やメンタルヘルスケアなど外国人に配慮した支援を行う。</u>	現行 地・津 96 改定 地・津 100	5. 外国人に対する対策 市民生活班は、被災した外国人を把握し、 <u>県等と協力して外国語通訳の派遣等を行うなど、ニーズにあわせた支援を行う。</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第19節 帰宅困難者対策 2. 帰宅困難者への支援 (2) 情報等の提供 <u>また、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンや</u>	現行 地・津 98 改定 地・津 102	第19節 帰宅困難者対策 2. 帰宅困難者への支援 (2) 情報等の提供 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>デジタルサイネージなどを活用した情報提供について検討・実施する。</u>			
第3章 災害復旧・復興計画 第1節 被災者生活への支援 <表中> 8. 介護保険における措置 【実施担当】 <u>医療支援班</u>	現行 地・津 99 改定 地・津 103	第3章 災害復旧・復興計画 第1節 被災者生活への支援 <表中> 8. 介護保険における措置 【実施担当】 <u>福祉班</u>	
2. 災害見舞金等の支給 (2) <u>千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の支給</u> 福祉班は、 <u>「千葉県災害見舞金等支給基準」</u> に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。	現行 地・津 100 改定 地・津 104	2. 災害見舞金等の支給 (2) <u>千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金による支給</u> 福祉班は、 <u>「千葉県災害見舞金等支給基準（平成10年11月20日施行）」</u> に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。	
3. 被災者生活再建支援金 <u>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）</u> に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、 <u>被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センター</u> が行う。） 福祉班は、 <u>同法</u> に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。	現行 地・津 100 改定 地・津 104	3. 被災者生活再建支援金 <u>「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）</u> に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、 <u>被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）</u> である（財）都道府県会館が行う。） 福祉班は、 <u>支援法</u> に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。	
5. <u>り災証明書の発行</u> <u>また、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。</u> <u>さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、ドローン等による空撮写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u>	現行 地・津 101 改定 地・津 105	5. <u>り災証明書の発行</u> (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂 パブリックコメント実施結果
8. 介護保険における措置 <u>医療支援班は、大規模災害の発生時において国から示される特例措置を踏まえ、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。</u>	現行 地・津 102 改定 地・津 106	8. 介護保険における措置 <u>福祉班は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。</u>	
10. 農林漁業への融資 ■農林漁業への融資 <枠内> (削除)	現行 地・津 102 改定 地・津 106	10. 農林漁業への融資 ■農林漁業への融資 <枠内> ○ <u>自作農維持資金融通法に基づく資金融資（農林漁業金融公庫）</u>	
第4章 東海地震対応計画 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 1. 東海地震注意情報の伝達	現行 地・津 110 改定 地・津 114	第4章 東海地震対応計画 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 1. 東海地震注意情報の伝達	防砂会議委員の意見に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
(1) 伝達系統及び伝達手段 <図中> 安房郡市広域市町村圏事務組合 <u>消防</u> 本部		(1) 伝達系統及び伝達手段 <図中> 安房郡市広域市町村圏事務組合 <u>防災</u> 本部	
(2) 伝達体制 <表中> 【内容】 <u>危機管理課</u> 県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を <u>庁内</u> 各課、 <u>教育委員会</u> 及び消防団に伝達する。 教育委員会 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を <u>小・中学校</u> 、出先機関に伝達する。	現行 地・津 111 改定 地・津 115	(2) 伝達体制 <表中> 【内容】 <u>消防防災課</u> 県から東海地震注意情報の通報を受けた時は、直ちにその旨を <u>市</u> 各課、 <u>事務局</u> 及び消防団に伝達する。 教育委員会 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けた時は、その旨を <u>幼稚園・小・中学校</u> 、出先機関に伝達する。	
4. 混乱の防止 <表中> 【体制】 <u>トラフィック</u>	現行 地・津 113 改定 地・津 117	4. 混乱の防止 <表中> 【体制】 <u>トラヒック</u>	
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 1. 活動体制 (1) 市の活動体制 ②本部の設置場所 災害対策本部は、市役所 <u>本庁舎</u> 4階会議室に設置する。	現行 地・津 115 改定 地・津 118	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 1. 活動体制 (1) 市の活動体制 ②本部の設置場所 災害対策本部は、市役所 <u>庁舎</u> 4階会議室に設置する。	
第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 2. 警戒宣言の伝達及び広報 (1) 警戒宣言の伝達 ■警戒宣言等の伝達経路 <図中> <u>広報車等</u> 安房郡市広域市町村圏事務組合 <u>消防本部</u>	現行 地・津 116 改定 地・津 120	第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置 2. 警戒宣言の伝達及び広報 (1) 警戒宣言の伝達 ■警戒宣言等の伝達経路 <図中> <u>広報車</u> 安房郡市広域市町村圏事務組合	防災会議委員の意見に基づく改訂
(3) 報道機関への発表 (中略) 報道機関に対して各種情報の提供を行う。	現行 地・津 118 改定 地・津 122	(3) 報道機関への発表 (中略) 報道機関に対して各種情報の提供を行う <u>こととなっている</u> 。	
4 交通・公共輸送対策 (2) 鉄道対策 ① 警戒宣言の伝達 ウ. 旅客等への伝達は次による。 (イ) 運転中の列車の <u>乗務員</u> は、社内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。	現行 地・津 119 改定 地・津 123	4 交通・公共輸送対策 (2) 鉄道対策 ① 警戒宣言の伝達 ウ. 旅客等への伝達は次による。 (イ) 運転中の列車の <u>車掌</u> は、社内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。	防災会議委員の意見に基づく改訂（追加）
5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策 (1) 上水道対策 ④広報 警戒宣言が発せられた場合、住民等 <u>への</u> 緊急貯水の呼びかけ、 <u>市ホームページ</u> による広報等により広報活動を実施する。 <表中> 【広報手段】 (1) <u>広報車等</u> による広報の実施 (3) <u>市ホームページ</u> による広報	現行 地・津 121 改定 地・津 125	5. 上下水道、ガス、電気、通信等対策 (1) 上水道対策 ④広報 警戒宣言が発せられた場合、住民等 <u>に対する</u> 緊急貯水の呼びかけ、 <u>ホームページ</u> による広報等により広報活動を実施する。 <表中> 【広報手段】 (1) <u>広報車</u> による広報の実施 (3) <u>ホームページ</u> による広報	
(2) 下水道対策 ①施設等の保安措置 ア. 危険物を取扱う排水機場の <u>運転管理については</u> 、保安の徹底に努めるとともに、	現行 地・津 121 改定 地・津 125	(2) 下水道対策 ①施設等の保安措置 ア. 危険物を取扱う排水機場の <u>運転管理については</u> 管理委託業者へ依頼し、保安の徹底に努めるとともに、	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>(5) 通信対策</p> <p>④ 応急対策</p> <p>ア. 電話の輻輳対策</p> <p>(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう <u>トラフィック</u> 状況に応じた利用制限を行うが、</p>	<p>現行 地・津 123</p> <p>改定 地・津 127</p>	<p>(5) 通信対策</p> <p>④ 応急対策</p> <p>ア. 電話の輻輳対策</p> <p>(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないよう <u>トラヒック</u> 状況に応じた利用制限を行うが、</p>	
<p>7. 避難対策</p> <p>(2) 事前の措置</p> <p>③ 避難勧告、指示体制の確立</p> <p><u>防災行政無線</u>、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。</p>	<p>現行 地・津 126</p> <p>改定 地・津 130</p>	<p>7. 避難対策</p> <p>(2) 事前の措置</p> <p>③ 避難勧告、指示体制の確立</p> <p>広報無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。</p>	
<p>第4節 住民等がとるべき措置</p> <p>1. 住民のとるべき措置</p> <p><表中></p> <p>【平常時】</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>ラジオ等、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、<u>ロープ、モバイルバッテリー等</u>を準備しておく。</p>	<p>現行 地・津 131</p> <p>改定 地・津 134</p>	<p>第4節 住民等がとるべき措置</p> <p>1. 住民のとるべき措置</p> <p><表中></p> <p>【平常時】</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。</p> <p>ラジオ等、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、<u>ロープ等</u>を準備しておく。</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>【警戒宣言が発令されてから地震発生まで】</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>① <u>火気</u>の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p>	<p>現行 地・津 122</p> <p>改定 地・津 135</p>	<p>【警戒宣言が発令されてから地震発生まで】</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。</p> <p>① <u>火器</u>の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。</p>	防災会議委員の意見に基づく改訂

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <<第3編 風水害等編>>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><<風水害等編>></p>			
<p>第1章 災害予防計画 第1節 水害予防対策 <表中> 3. 道路災害による事故防止 【実施担当】都市建設課、農林水産課</p>	<p>現行 風水1 改定 風水1</p>	<p>第1章 災害予防計画 第1節 水害予防対策 <表中> 3. 道路災害による事故防止 【実施担当】都市建設課</p>	
<p>3. 道路災害による事故防止 (2)異常気象時における交通規制 都市建設課、農林水産課及び県は、異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。</p>	<p>現行 風水2 改定 風水2</p>	<p>3. 道路災害による事故防止 (2)異常気象時における交通規制 都市建設課及び県は、異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行い、また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。</p>	
<p>第3節 土砂災害予防対策 <表中> 3. 防災知識の普及と防災意識の啓発</p>	<p>現行 風水5 改定 風水5</p>	<p>第3節 土砂災害予防対策 <表中> 3. 防災知識の普及・啓発</p>	<p>パブリックコメント実施結果</p>
<p>1. 土砂災害防止対策 (1)土砂災害警戒区域等の調査把握 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生する区域を明らかにし、<u>土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）</u>に基づき、市長からの意見を聞いた上で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定する。</p>	<p>現行 風水5 改定 風水5</p>	<p>第3節 土砂災害予防対策 1. 土砂災害防止対策 (1)土砂災害警戒区域等の調査把握 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害が発生する区域を明らかにし、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、市長からの意見を聞いた上で「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」を指定する。</p>	
<p>(3)警戒避難体制の整備 ②土砂災害警戒区域周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図る。 ③個々の土砂災害警戒区域について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。</p>	<p>現行 風水5 改定 風水5</p>	<p>(3)警戒避難体制の整備 ②土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を地域防災計画等により明確化し、住民への周知徹底を図る。 ③個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図る。</p>	<p>千葉県指摘事項に従う改訂</p>
<p>2. 国土保全事業の推進 (1)急傾斜地崩壊対策 ①急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、市と協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、（以下略）</p>	<p>現行 風水6 改定 風水6</p>	<p>2. 国土保全事業の推進 (1)急傾斜地崩壊対策 ①急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、市と協議のうえ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）第3条の規定により、（以下略）</p>	
<p>(2)地すべり災害防止対策 ①地すべり防止区域等の指定 <u>地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が県知事の意見をきいて地すべり防止区域を指定する。</u> ②行為の制限 <u>地すべりによる</u>災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、県は地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発す</p>	<p>現行 風水6 改定 風水6</p>	<p>(2)地すべり災害防止対策 ①地すべり防止区域等の指定 市は県と協力して地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を県は主務大臣に申請する。 ②行為の制限 市は、県と協力して地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、県は地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若し</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
る行為等の制限を行う。		くは誘発する行為等の制限を行う。	
(3)土石流対策 都市建設課は、県と協力して、土石流が発生するおそれのある溪流について、 <u>土石流の発生を助長するような行為を制限するため、砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づく砂防指定を促進し、（以下略）</u>	現行 風水 6 改定 風水 6	(3)土石流対策 都市建設課は、県と協力して、土石流が発生するおそれのある溪流について、 <u>砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、（以下略）</u>	
(6)ため池等災害対策 <u>また、県が作成する「ため池データベース」を活用し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</u> <u>さらに、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。</u>	現行 風水 7 改定 風水 7	(6)ため池等災害対策 （追記）	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
3. 防災知識の普及と <u>防災意識の啓発</u>	現行 風水 7 改定 風水 7	3. 防災知識の普及・啓発	パブリックコメント実施結果
第4節 雪害予防対策 <表中> 1. 道路雪害防止対策 【実施担当】 <u>都市建設課、農林水産課</u>	現行 風水 8 改定 風水 8	第4節 雪害予防対策 <表中> 1. 道路雪害防止対策 【実施担当】 <u>都市建設課</u>	
1. 道路雪害防止対策 <u>都市建設課、農林水産課</u> 及び県は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。 また、積雪の状況に応じ、 <u>都市建設課、農林水産課</u> 、県及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。	現行 風水 8 改定 風水 8	1. 道路雪害防止対策 都市建設課及び県は、降雪や氷結が予想される場合には市管理道路に砂や融雪剤等を散布しスリップによる交通事故や転倒を防止する。 また、積雪の状況に応じ、 <u>都市建設課</u> 、県及び防災機関はグレーダー、ショベル類、ブルドーザー等機械による除雪と人力による除雪により、道路の雪害防止を図る。	
第6節 防災施設等の整備 <表中> 3. 避難施設の整備 【実施担当】 <u>危機管理課、学校教育課、関係各課</u>	現行 風水 10 改定 風水 10	第6節 防災施設等の整備 <表中> 3. 避難施設の整備 【実施担当】 <u>消防防災課、学校教育課</u>	
1. 災害用備蓄の整備 (1)備蓄品の整備 備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して <u>行うほか、備蓄品を適正に保管し、集配を管理するため、備蓄倉庫の整備を図る。</u> ■市の備蓄目標（地震・津波・風水害共通の目標） <枠内> ○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。 ○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。 ○必要量の <u>100%</u> を市の備蓄とする。 3,000棟× <u>2.3</u> 人/世帯×3日×2食× <u>100%</u> ＝ 約 <u>40,000</u> 食	現行 風水 10 改定 風水 10	1. 災害用備蓄の整備 (1)備蓄品の整備 備蓄は、避難所となる協定避難所や小中学校の空き教室等を活用して <u>行う。</u> ■市の備蓄目標（地震・津波・風水害共通の目標） <枠内> ○津波により自宅が浸水し備蓄を取り出せない住民を対象とする。便宜上、建物1棟＝1世帯とする。 ○県の方針から3日間を備蓄で対応することとし、1日は非常時のため2食とする。 ○必要量の <u>90%</u> を市の備蓄、 <u>10%</u> を県の備蓄で対応する。 3,000棟× <u>2.27</u> 人/世帯×3日×2食× <u>90%</u> ＝	千葉県指摘事項に従う改訂 千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>< 枠下 ></p> <p><u>さらに、災害対策本部の置かれる市役所本庁舎については、非常用電源を設置するとともに、それが 72 時間稼働できるよう、燃料等の備蓄増強を図る。なお、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定を締結している。</u></p>		<p>約 37,000 食</p> <p>< 枠下 ></p> <p>(追記)</p>	
<p>(3) 他団体との協力</p> <p><u>危機管理課</u>は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。</p> <p>また、<u>内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」</u>を活用することにより、<u>国、都道府県、他市町村、防災関係機関間</u>において備蓄情報の共有化を図る。</p>	<p>現行 風水 10</p> <p>改定 風水 10-11</p>	<p>(3) 県、他市町村との協力</p> <p><u>消防防災課</u>は、市内業者からの調達では間に合わない場合は、県もしくは近隣市町村に応援を要請し、対処する。</p> <p>また、<u>県の総合防災情報システムの中の「物資管理サブシステム」</u>を活用することにより、<u>県、他市町村、防災関係機関間</u>において備蓄情報の共有化を図る。</p>	
<p>3. 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の指定等</p> <p><u>危機管理課</u>は、災害対策基本法第 49 条の 4 から第 49 条の 9 に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。</p> <p><u>また、要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の指定を促進する。</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 11</p>	<p>3. 避難施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の指定等</p> <p><u>消防防災課</u>は、災害対策基本法第 49 条の 4 ～ 9 に基づき、津波、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、ハザードマップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。</p> <p>(追記)</p>	千葉県指摘事項に従う改訂
<p>(2) 避難所の整備</p> <p><u>危機管理課、学校教育課及び関係各課</u>は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。</p> <p><u>③ 上記②の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、エネルギーの多様化に努める。</u></p> <p><u>④ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。</u></p> <p><u>⑤ 避難所における公衆無線 LAN 等の整備に努める。</u></p> <p><u>⑥ 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LP ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</u></p> <p><u>⑦ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</u></p> <p><u>⑧ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</u></p> <p><u>⑨ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には指定管理者との間で事前に避難所運</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 11-12</p>	<p>(2) 避難所の整備</p> <p><u>消防防災課及び学校教育課</u>は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難所の選定を行うものとし、特に避難所の整備については、手引きの内容及び次の点に留意する。</p> <p>③（新設）</p> <p>③ 避難所における救護所、貯水槽、井戸、通信機器等施設、設備の整備に努める。</p> <p>（新設）</p> <p>④ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、<u>仮設トイレ等</u>避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LP ガスなどの非常用燃料の確保等に努める。</p> <p>⑤ 要配慮者に特別の配慮をするための避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の設備及び避難時の介助員の配置等について検討する。</p> <p>⑥ 避難生活の長期化に対応するため、間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。</p> <p>（新設）</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>⑩ 指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康推進課等が連携して、必要な場合には、専用スペースへの誘導等の対応、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。</u></p>		(新設)	
<p>4. 災害通信施設等の整備</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p><u>危機管理課は、防災行政無線の施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設とともに、<u>停電対策としてバッテリーの大容量化を図る。</u></u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 12</p>	<p>4. 災害通信施設の整備</p> <p>(1) 防災行政無線の整備</p> <p><u>消防防災課は、防災行政無線のデジタル化への移行に伴い、施設、設備の更新を図る。また、難聴地域への屋外拡声器の増設を行う。</u></p>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<p>(2) 新たな通信機器の導入</p> <p>(中略) また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等を<u>導入し、普及を促進する。</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 12</p>	<p>(2) 新たな通信機器の導入</p> <p>(中略) また、市民に情報を伝達するために防災ラジオ等の<u>導入についても検討する。</u></p>	
<p>(4) 通信・報告手段の冗長性の確保</p> <p><u>危機管理課は、災害時において停電等により県防災情報システムが利用できない場合を想定した通信・報告手段を確保しておく。</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 12</p>	(新設)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<p>(5) モバイルバッテリーの確保</p> <p><u>危機管理課は、業務用の携帯電話・スマートフォンについて、停電時でも充電が可能となるよう、モバイルバッテリーを確保しておく。</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 12</p>	(新設)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>(6) ドローンの活用</p> <p><u>危機管理課は、災害時における被害状況等の確認にドローンを活用するため、民間団体等との協力体制の構築を図る。</u></p>	<p>現行 風水 11</p> <p>改定 風水 12</p>	(新設)	防災会議委員の意見に基づく改訂
<p>第7節 消防体制の整備</p> <p>4. 消防職員、団員等の教育訓練</p> <p>(2) 消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」による県消防学校での教育訓練</p> <p>① 消防職員</p> <p>エ. 特別教育（<u>訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲、拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科</u>）</p> <p>② 消防団員</p> <p>エ. 特別教育（<u>訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育</u>）</p>	<p>現行 風水 13</p> <p>改定 風水 14</p>	<p>第7節 消防体制の整備</p> <p>4. 消防職員、団員等の教育訓練</p> <p>(2) 消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」による県消防学校での教育訓練</p> <p>① 消防職員</p> <p>エ. 特別教育（<u>訓練指導科及びはしご自動車講習等</u>）</p> <p>② 消防団員</p> <p>エ. 特別教育（<u>指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育</u>）</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>第8節 地域防災力の向上</p> <p><表中></p> <p>1. 防災知識の普及と<u>防災意識の啓発</u></p> <p>4. 自主防災組織の育成、強化</p> <p>【実施担当】 危機管理課、商工観光課</p>	<p>現行 風水 15</p> <p>改定 風水 16</p>	<p>第8節 地域防災力の向上</p> <p><表中></p> <p>1. 防災知識の普及・啓発</p> <p>4. 自主防災組織の育成、強化</p> <p>【実施担当】 消防防災課、農林水産課</p>	パブリックコメント実施結果
<p>1. 防災知識の普及と<u>防災意識の啓発</u></p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、<u>住民一人ひとりが身の周りで起き得る災害</u></p>	<p>現行 風水 15</p> <p>改定 風水 16</p>	<p>1. 防災知識の普及・啓発</p> <p>災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に合せて、<u>住民一人ひとりが災害についての正しい認識を持</u></p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p> <p>千葉県地域防災</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>リスクについての正しい認識を持ち、「自らの命は自らが守る」との自助意識を徹底し、日頃から災害時に取るべき行動を把握していることが最も必要なことである。</u>このため、<u>危機管理課</u>、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p><u>また、発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。</u></p>		<p>ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。このため、消防防災課、県及び関係機関は、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災知識の普及・啓発を図る。</p> <p>（追記）</p>	計画改訂内容に基づく改訂
<p>(2) 広報の実施方法</p> <p>③広報紙への掲載</p> <p>防災に関する知識を深めるため、広報「かもがわ」等の広報紙に、</p> <p>⑦学校教育</p> <p><u>学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童・生徒への防災教育の充実を図る。</u></p> <p>⑧千葉県西部防災センター（県）の活用</p> <p>センターの<u>VRなどの体験施設等を通じて</u>、災害に関する知識の普及・啓発に努める。</p> <p>⑨事業所への防災知識の普及・啓発</p> <p>防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員への講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。<u>同時に、事業所における事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発および支援に努める。</u></p>	<p>現行 風水 15-16 改定 風水 16-17</p>	<p>(2) 広報の実施方法</p> <p>③広報紙への掲載</p> <p>防災に関する知識を深めるため、広報「かもがわ」等の広報紙に、</p> <p>⑦学校教育</p> <p>（追記）</p> <p>⑧千葉県西部防災センター（県）の活用</p> <p>センターの<u>展示、教育用施設を利用し</u>、災害に関する知識の普及・啓発に努める。</p> <p>⑨事業所に対する防災知識の普及・啓発</p> <p>防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を防災関係機関と協力して実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、防災知識の普及・啓発に努める。</p> <p>（追記）</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>2. 広報すべき内容</p> <p>(3) 災害時の心得</p> <p>④その他避難時の心得</p> <p><u>なお、広報にあたっては、受け手が防災情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルによる情報提供を推進し、警戒レベルに応じて避難等、取るべき行動を具体的に情報発信する。</u></p> <p><u>併せて、避難情報等を確実に伝達するため、多様な手段の導入促進を図る。</u></p>	<p>現行 風水 16 改定 風水 17</p>	<p>2. 広報すべき内容</p> <p>(3) 災害時の心得</p> <p>④その他避難時の心得</p> <p>（追記）</p>	災害対策基本法や関係法令の改正への対応
<p>3. 教育訓練計画</p> <p>(5) 各種防災訓練の実施</p> <p>②総合防災訓練</p> <p><u>危機管理課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、NPO・ボランティア組織及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。</u></p>	<p>現行 風水 17 改定 風水 18</p>	<p>3. 教育訓練計画</p> <p>(5) 各種防災訓練の実施</p> <p>②総合防災訓練</p> <p><u>消防防災課は、警察、消防、自衛隊及びライフライン企業、自主防災組織、ボランティア（NPO）及び教育機関等と合同で、総合防災訓練を実施する。</u></p>	
<p>(6) 業務継続計画の策定</p> <p><u>各課及び関係機関は、災害発生後に迅速かつ円滑な業務の再開及び継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の策定を行い、各種防災訓</u></p>	<p>現行 風水 17 改定 風水 18</p>	<p>（新設）</p>	千葉県指摘事項に従う改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>練時には、業務再開・継続のための訓練も実施する。</u>			
4. 自主防災組織の育成、強化 (2) 事業所防災体制の強化 ④ 中小企業の事業継続 <u>商工観光課</u> は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、	現行 風水 19 改定 風水 20	4. 自主防災組織の育成、強化 (2) 事業所防災体制の強化 ④ 中小企業の事業継続 <u>農林水産課</u> は、災害に対する危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、	
(3) ボランティアリーダーの養成 <u>また、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>その際、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う体制を、研修や訓練、情報共有会議等を通じて推進するものとする。</u>	現行 風水 19 改定 風水 20	(3) ボランティアリーダーの養成 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第9節 要配慮者の安全確保対策 <表中> 1. 在宅要配慮者への対応 【実務担当】 <u>福祉課、子ども支援課、危機管理課</u> 2. 社会福祉施設等における防災対策 【実務担当】 <u>福祉課、子ども支援課</u> 3. 要配慮者利用施設への対応 【実務担当】 <u>危機管理課</u> 4. 外国人への防災対策	現行 風水 20 改定 風水 21	第9節 要配慮者の安全確保対策 <表中> 1. 在宅要配慮者に対する対応 【実務担当】 <u>福祉課</u> 2. 社会福祉施設等における防災対策 【実務担当】 <u>福祉課</u> (新設) 3. <u>外国人に対する</u> 防災対策	
1. 在宅要配慮者への対応 <u>福祉課は、災害対策基本法第49条の10から第49条の13の規定に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。</u> (1) 災害支援体制 自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、 <u>避難行動要支援者</u> 本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。	現行 風水 20 改定 風水 21	1. 在宅要配慮者に対する対応 <u>福祉課は、「鴨川市災害時要援護者避難支援プラン全体計画」（平成22年7月）に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成するなど、要配慮者の支援体制づくりを行う。</u> (1) 災害支援体制 自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と連携し、それぞれの避難行動要支援者に対応する避難支援協力員を明確化する。避難支援協力員は、 <u>要援護者本人の意向を極力尊重した上で、原則として、自主防災組織、福祉関係者やボランティア等から複数名選出する。</u>	
(2) 避難行動要支援者の範囲 <u>要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者とする。</u> ■対象の範囲	現行 風水 20 改定 風水 21	(2) <u>災害時避難行動要支援者の範囲</u> <u>災害時避難行動要支援者の対象は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次のいずれかに該当する人々とする。</u> ■対象の範囲	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>①75歳以上の一人暮らしの者</p> <p>②75歳以上のみで構成された世帯に属する者</p> <p>③要介護3・4・5の認定を受けている者</p> <p>④身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者</p> <p>⑤療育手帳④又はAを所持する知的障害者</p> <p>⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>⑦常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</p> <p>⑧乳幼児（0～3歳）</p> <p>⑨妊産婦</p> <p>⑩その他災害時の自力避難に不安を抱く者等で、市長が支援を必要と認めた者</p>		<p>①一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の者</p> <p>②介護保険における要介護度3、4又は5の者</p> <p>③身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者</p> <p>④療育手帳の交付を受けているもののうち、○A又はA判定を受けている者</p> <p>⑤精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者</p> <p>⑥常時特別な医療等を必要とする在宅療養者</p> <p>⑦日本語に不慣れな在住外国人</p> <p>⑧乳幼児（0～3歳）</p> <p>⑨妊産婦</p> <p>その他家族などの支援が困難なため災害時に支援を希望する者</p>	
<p>(5) 避難行動要支援者名簿の作成・提供</p> <p>避難行動要支援者の名簿は、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。</p> <p>災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に名簿情報を事前に提供する。ただし、名簿の提供について本人の同意が得られない場合は除く。</p>	<p>現行 風水20-21 改定 風水22</p>	<p>(5) 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>避難行動要支援者の名簿は、要援護者登録制度により、対象者自らが行う手上げ方式、自主防災組織・民生委員・児童委員等が登録を働きかける同意方式で行い、名簿を作成する。</p> <p>把握した情報のうち、要援護者登録制度による基本情報は自主防災組織等に提供する。詳細情報は、避難行動要支援者の同意を得た者に提供する。</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>(7) 避難行動要支援者システムの活用</p> <p>避難行動要支援者システムに登録されている住民基本情報について定期的な更新を行うとともに、発災時には必要に応じて特定の区域内に居住する避難行動要支援者の情報を即座に抽出できるよう、随時メンテナンスを行う。</p> <p>(8) 避難支援プラン（個別計画）の作成</p> <p>一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。</p> <p>(9) 避難支援関係者等の安全確保</p> <p>避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。</p> <p>(10) 防災設備等の整備</p> <p>福祉課及び関係機関は、一人暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。</p> <p>(11) 避難施設等の整備</p> <p>福祉課、子ども支援課及び危機管理課は、要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活に必要な資機材等をあらかじめ避難施設へ配備するよう努める。</p>	<p>現行 風水21 改定 風水22</p>	<p>(新設)</p> <p>(7) 避難支援プラン（個別計画）の作成</p> <p>一人ひとりの支援プラン（個別計画）を避難支援に関わる関係者との話し合いにより作成する。その中には、情報伝達の方法や警告の配慮事項を定め、定期的に更新を図る。</p> <p>(8) 避難支援関係者等の安全確保</p> <p>避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。</p> <p>(9) 防災設備等の整備</p> <p>福祉課及び県は、独り暮らし高齢者、ねたきり高齢者等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火器及び火災報知器等の設置等の推進に努める。</p> <p>(10) 避難施設等の整備</p> <p>福祉課は、要配慮者が避難生活を送るために必要な次の資機材等を、あらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。</p> <p>①トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>市は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、<u>要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。</u></p> <p>(12) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実 福祉課及び関係機関は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。</p>		<p>②児童遊具、ミルク、ほ乳びん等幼児用備品及び授乳に配慮するための設備</p> <p>(11) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実 福祉課及び県は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災知識の普及・啓発に努める。</p>	
<p>2. 社会福祉施設等における防災対策</p> <p>(4) 避難確保の計画作成及び避難訓練の実施 <u>社会福祉施設等の管理者は、当該施設における避難確保計画を作成するとともに、その内容に基づいた避難訓練を実施する。</u></p> <p>(5) 認定こども園における対策 <u>認定こども園においては、非常用発電機や投光器など、業務の継続に必要な資機材及び備蓄食料、非常用トイレその他保育の継続に必要な消耗品等を整理し、備蓄を図る。</u></p>	<p>現行 風水 21 改定 風水 23</p>	<p>2. 社会福祉施設等における防災対策（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>3. 要配慮者利用施設への対応</p> <p>(1) 浸水想定区域における措置</p> <p>① 災害情報の伝達 <u>危機管理課は、水防法第 15 条に基づき、浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、同区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する人々が利用する施設）を把握し、同施設の管理者等が洪水時等に適切に対応できるよう、防災行政無線又は電話等により防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。</u></p> <p>② 避難計画の策定 <u>防災会議は、洪水時等において要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該施設の名称、所在地のほか、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を本計画に定めるものとする。</u></p> <p><u>また、危機管理課は、当該施設に対し、同法第 15 条の 3 に基づき必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう指導する。</u></p> <p><u>なお、対象施設の名称、所在地等は、資料編に記載する。</u></p> <p>(2) 土砂災害警戒区域における措置</p> <p>① 災害情報の伝達 <u>危機管理課は、土砂災害防止法第 8 条に基づき、土砂災害警戒区域内における円滑かつ迅速な避難を確保するため、同区域内の要配慮者利用施設を把握し、同施設の管理者等が土砂災害が発生するおそれがある場合に適切に対応できるよう、防災行政無線又は電話等により防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。</u></p> <p>② 避難計画の策定</p>	<p>現行 風水 21 改定 風水 23-24</p>	<p>（新設）</p>	<p>千葉県指摘事項に従う改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>防災会議は、土砂災害が発生するおそれがある場合において要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該施設の名称、所在地のほか、当該施設の所有者又は管理者に対する洪水予報等の伝達方法を本計画に定めるものとする。</u></p> <p><u>また、危機管理課は、当該施設に対し、同法第8条の2に基づき必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するよう指導する。</u></p> <p><u>なお、対象施設の名称、所在地等は、資料編に記載する。</u></p>			
<p>4. 外国人への防災対策</p> <p>市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、<u>宗教、防災意識</u>の異なる外国人を要配慮者として位置付け、<u>平時から外国人コミュニティや大学、企業等と連携し、外国人の所在把握や個人情報管理を行うとともに、</u>災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。</p> <p><u>また、防災教育・訓練の実施、情報伝達網の整備や通訳の確保などのほか、県等と連携し、災害多言語支援センターの設置が可能な体制の確保に努める。</u></p> <p>なお、<u>危機管理課</u>は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。</p>	<p>現行 風水 22 改定 風水 24</p>	<p>3. 外国人に対する防災対策</p> <p>市民交流課及び市民生活課は、言語、生活習慣、<u>防災意識</u>の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう住民登録時等多様な機会に防災対策の周知を図る。</p> <p>(追記)</p> <p>なお、<u>消防防災課</u>は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、避難所の整備に努める。</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p><u>その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。</u></p> <p><u>・疑わしいときは行動せよ</u> <u>・最悪事態を想定して行動せよ</u> <u>・空振りには許されるが見逃しは許されない</u></p>	<p>現行 風水 23 改定 風水 25</p>	<p>第2章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>(追記)</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>2. 配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p><u>なお、実際の職員の参集状況や対応の必要性などの判断をしながら、柔軟に対応する。</u></p> <p>■ 配備体制（風水害） <表中> 【配備段階】 <u>災害警戒本部（災害即応体制）</u> 【配備基準】 (第1配備) 1. <u>市に次の注意報のうち何れかが発表されたとき（自動配備）</u></p> <p>4. その他<u>危機管理課長</u>が必要と認めたとき (第2配備) 1. <u>市に次の警報のうち何れかが発表されたとき（自動配備）</u> 3. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生したとき、又は大きな被害の発生が予想されるとき <u>4. 深夜から明け方に前記の警報の発表が予想</u></p>	<p>現行 風水 23-24 改定 風水 25-26</p>	<p>2. 配備体制</p> <p>(1) 配備基準</p> <p>(追記)</p> <p>■ 配備体制（風水害） <表中> 【配備段階】 <u>災害警戒本部</u> 【配備基準】 (第1配備) 1. <u>夷隅・安房地域に次の注意報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の注意報で必要と認められるとき</u> 4. その他<u>市長（本部長）</u>が必要と認めたとき (第2配備) 1. <u>夷隅・安房地域に次の警報のうち何れかが発表されたとき、もしくは、その他の警報で必要と認められるとき</u> 3. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生したとき (新設)</p>	<p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p> <p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>されるとき</p> <p>5. <u>市に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想される</u>とき</p> <p>6. <u>その他副市長（本部長）が必要と認めたと</u>き</p> <p>(第3配備)</p> <p>6. <u>以下に該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、</u></p> <p><u>市長（本部長）が必要と認めたと</u>き</p> <p>ア. <u>大規模停電・断水等が発生し、回復までに長期間を有すると見込まれる</u>とき</p> <p>イ. <u>本市の全域又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測される</u>とき</p> <p>7. <u>その他市長（本部長）が必要と認めたと</u>き</p> <p>【配備を要する部署】</p> <p>(第2配備)</p> <p>・<u>総務課長</u> ・<u>財政課長</u></p> <p>(削除)</p> <p>・状況に応じ、各所属<u>職員</u>を登庁させる</p>		<p>(新設)</p> <p>4. <u>その他市長（本部長）が必要と認めたと</u>き</p> <p>(第3配備)</p> <p>(新設)</p> <p>6. <u>その他市長（本部長）が必要と認めたと</u>き</p> <p>【配備を要する部署】</p> <p>(第2配備)</p> <p>(追加)</p> <p><u>環境課長</u></p> <p>・状況に応じ、各所属<u>班員</u>を登庁させる</p>	
<p>(2) 配備の決定</p> <p><u>危機管理課長</u>は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長<u>又は副市長</u>に報告する。市長<u>又は副市長</u>は、報告に基づいて配備体制及び<u>本部</u>の設置を決定し、動員を指示する。</p>	<p>現行 風水 24 改定 風水 27</p>	<p>(2) 配備の決定</p> <p><u>消防防災課長</u>は、災害情報を収集し災害情報及び必要な対策を市長（本部長）に報告する。市長（本部長）は、報告に基づいて配備体制及び<u>災害対策本部</u>の設置を決定し、動員を指示する。</p>	
<p>3. 職員の動員</p> <p>(1) 動員方法</p> <p><u>市長又は副市長</u>は、<u>本部員</u>に配備及び動員を連絡する。<u>各班長又は関係所属長</u>は、所属職員に連絡する。</p>	<p>現行 風水 24 改定 風水 27</p>	<p>3. 職員の動員</p> <p>(1) 動員方法</p> <p><u>市長（本部長）</u>は、<u>各班長</u>に配備及び動員を連絡する。<u>各班長</u>は、所属職員に連絡する。</p>	
<p>(3) 動員報告</p> <p><u>また、報告を確認する体制を整備し、確実に実施する。</u></p>	<p>現行 風水 24 改定 風水 27</p>	<p>(3) 動員報告</p> <p>(追記)</p>	<p>令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂</p>
<p>4. 災害警戒本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p><u>災害警戒本部は、第2配備段階に該当した場合に自動的に設置するほか、副市長（本部長）が警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、市役所に設置する。</u></p>	<p>現行 風水 24-25 改定 風水 27</p>	<p>4. 災害警戒本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>(追記) 市長（本部長）は、警戒活動の必要があると認める場合は、必要な職員を配備し、<u>鴨川市役所に災害警戒本部を設置する。</u></p>	
<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部は、<u>副市長（本部長）、総務部長（副本部長）、その他の部長及び配備体制に掲げる所属長を本部員として組織し、その運営については災害対策本部を準用する。</u></p>	<p>現行 風水 25 改定 風水 27</p>	<p>(2) 組織</p> <p>災害警戒本部は、<u>災害対策本部の組織を準用する。</u></p>	
<p>(3) 指揮の権限</p> <p>災害警戒本部の設置及び指揮は、<u>副市長</u>（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、<u>本部長及び副本部長</u>の代替職員については、次のとおりとする。</p> <p>■<u>部長</u>及び代替職員</p>	<p>現行 風水 25 改定 風水 27-28</p>	<p>(3) 指揮の権限</p> <p>災害警戒本部の設置及び指揮は、<u>市長</u>（本部長）の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任する。なお、<u>本部長</u>の代替職員については、次のとおりとする。</p> <p>■<u>本部長</u>及び代替職員</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
本部長 <u>副市長</u> 代替職員（第1順位） <u>総務部長</u> 代替職員（第2順位） <u>危機管理課長</u> <u>副本部長 総務部長</u> <u>代替職員（第1順位） 危機管理課長</u> <u>代替職員（第2順位） 本部長が指定する職員</u>		本部長 <u>市長</u> 代替職員（第1順位） <u>副市長</u> 代替職員（第2順位） <u>総務部長</u> (新設)	
(4) <u>活動</u>	現行 風水 25 改定 風水 28	(4) <u>運営</u>	
(5) <u>災害警戒本部の廃止</u> <u>副市長</u> （本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。	現行 風水 25 改定 風水 28	(5) <u>災害警戒本部の廃止</u> <u>市長</u> （本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、災害警戒本部を廃止する。	
(6) <u>災害対策本部への移行</u> <u>副市長</u> （本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ <u>移行すべき旨を市長に報告</u> する。	現行 風水 25 改定 風水 28	(6) <u>災害対策本部への移行</u> <u>市長</u> （本部長）は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ <u>移行</u> する。	
5. <u>災害対策本部</u> (1) <u>設置基準</u> 災害対策本部は、 <u>配備</u> 基準に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。 (削除)	現行 風水 25 改定 風水 28	5. <u>災害対策本部</u> (1) <u>設置基準</u> 災害対策本部は、 <u>次の設置基準</u> に該当し、市長（本部長）が必要と認めたときに設置する。 ■ <u>災害対策本部の設置基準</u> <表略>	
(2) <u>設置場所</u> 災害対策本部は、原則として、 <u>市役所本庁舎</u> 4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により <u>総合保健福祉会館</u> に設置する。 ■災害対策本部の設置場所 <u>市役所本庁舎</u> 4階会議室 <u>総合保健福祉会館</u> （ふれあいセンター）	現行 風水 25-26 改定 風水 28	(2) <u>設置場所</u> 災害対策本部は、原則として、 <u>市役所</u> 4階会議室に設置する。被災のため使用できない場合は、災害の状況により <u>鴨川市総合保健福祉会館</u> に設置する。 ■災害対策本部の設置場所 <u>鴨川市役所</u> 4階会議室 <u>鴨川市総合保健福祉会館</u> （ふれあいセンター）	
(3) <u>災害対策本部設置の通知</u> ■本部設置の通知 <表中> 一般市民 通知方法 市防災行政無線、広報車、 <u>市ホームページ、安全・安心メール</u>	現行 風水 26 改定 風水 28	(3) <u>災害対策本部設置の通知</u> ■本部設置の通知 <表中> 一般市民 通知方法 市防災行政無線、広報車、 <u>市ホームページ</u>	
(6) <u>災害対策本部の廃止</u> <u>災害対策本部の廃止については、警報等の解除状況だけでなく、市全体の被害状況についても考慮して、総合的に判断する。</u>	現行 風水 27 改定 風水 29-30	(6) <u>災害対策本部の廃止</u> (追記)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
■災害対策本部の組織 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 風水 28 改定 風水 31	■災害対策本部の組織 <表略>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
■災害対策本部事務分掌 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 風水 29-32 改定 風水 32-35	■災害対策本部事務分掌 <表略>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第2節 <u>情報収集伝達</u> 2. <u>気象情報等の収集伝達</u> (1) <u>気象情報</u> ■ <u>気象注意報・警報等の種類</u>	現行 風水 34 改定 風水 37	第2節 <u>情報収集伝達</u> 2. <u>気象情報等の収集伝達</u> (1) <u>気象情報</u> ■ <u>気象注意報・警報等の種類</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><表中></p> <p>【特別警報】 大雨、暴風、<u>高潮、波浪、暴風雪</u>、大雪（数十年に一度の現象）</p>		<p><表中></p> <p>【特別警報】 大雨、暴風、<u>暴風雪</u>、大雪（数十年に一度の現象）</p>	
<p>(7) 特別警報・警報・注意報等の伝達系統 <u>特別警報・警報及び注意報等の伝達系統は図の通りである。</u></p> <p>■ <u>特別警報・警報・注意報等の伝達系統図</u></p> <p><図略> <図下></p> <p><u>1. 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p><u>2. 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p> <p><u>3. 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。</u></p> <p><u>4. 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。</u></p> <p><u>※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>	<p>現行 風水 36 改定 風水 39</p>	<p>(7) 注意報・警報等の伝達系統 <u>注意報及び警報等の伝達系統は図の通りである。</u></p> <p>■ <u>注意報・警報等の伝達系統図</u></p> <p><図略> <図下></p> <p><u>1. 伝達は、銚子地方気象台が「防災情報提供装置」により行う。</u></p> <p><u>2. 障害等により通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT 公衆回線等で行う。</u></p> <p>(追記)</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>3. 被害情報の収集・調査 (3) 災害調査</p> <p><表中> 福祉施設災害 【調査担当】 <u>福祉班、医療支援班</u></p> <p><表下></p> <p><u>また、必要に応じて、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認や、無人航空機(ドローン)を活用した被害情報の収集について調整する。</u></p>	<p>現行 風水 37 改定 風水 40</p>	<p>3. 被害情報の収集・調査 (3) 災害調査</p> <p><表中> 福祉施設災害 【調査担当】 <u>福祉班</u></p> <p><表下> (追記)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p> <p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p>4. 災害報告 (1) 県への報告</p> <p>市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。県への報告の詳細は、「<u>千葉県危機管理情報共有要綱</u>」による。</p>	<p>現行 風水 37 改定 風水 40-41</p>	<p>4. 災害報告 (1) 県への報告</p> <p>市長（本部長）は、災害対策基本法第53条の規定により、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。県への報告の詳細は、「<u>千葉県被害情報等報告要領</u>」による。</p>	
<p>(4) 報告先と連絡方法 (図略) <u>※電話番号を一部修正</u></p>	<p>現行 風水 39 改定 風水 42</p>	<p>(4) 報告先と連絡方法 (図略)</p>	
<p>第3節 災害広報・広聴活動 1. 市の行う広報 (1) 市の広報活動</p> <p>エ. 防災行政無線、<u>安全・安心メール、市ホームページ、SNS等</u>を利用して一斉に広報する。</p>	<p>現行 風水 40 改定 風水 43</p>	<p>第3節 災害広報・広聴活動 1. 市の行う広報 (1) 市の広報活動</p> <p>エ. 防災行政無線、<u>鴨川市安全・安心メール、市ホームページ等</u>を利用して一斉に広報する。</p>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<p>(2) 広報内容 ③り災者への広報</p> <p>ア. 救護センター、避難所の開設状況 イ. 医療救護、衛生知識の周知</p>	<p>現行 風水 41 改定 風水 44</p>	<p>(2) 広報内容 ③り災者に対する広報</p> <p>ア. 救護センター、避難所の開設状況 イ. 医療救護、衛生知識の周知</p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
ウ. 給水、給食等の実施状況 エ. <u>停電、断水等ライフラインに関する途絶及び復旧の状況</u> オ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況 カ. 被災地の状況 キ. その他 ⑤県外で発生した <u>災害</u> に係る支援に関する情報		ウ. 給水、給食等の実施状況（新設） エ. 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況 オ. 被災地の状況 カ. その他 ⑤県外で発生した <u>震災</u> に係る支援に関する情報	
3. 報道機関への対応 (2) 報道発表 <u>なお、あらかじめ情報提供ルールや取材時の制限、対応項目、他の応急業務との優劣等を定めておくことにより、対応の効率化と担当職員の負担軽減を図る。</u>	現行 風水 41 改定 風水 44	3. 報道機関への対応 (2) 報道発表 （追記）	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
4. 被災者相談 市民生活班は、住民からの問合せや生活相談に対応するため、 <u>市役所本庁舎のほか、必要に応じて支所等に相談窓口を設置する。</u> また、住民の相談に対し迅速に対応するため、 <u>相談窓口には、必要に応じて各班の担当者を置くほか、応援職員の配置を図る。</u> ■相談窓口の内容 <表中> 【設置場所】市役所本庁舎等	現行 風水 42 改定 風水 45	4. 被災者相談 市民生活班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、 <u>市役所本庁舎及び支所に相談窓口を設置する。</u> また、住民の相談に対し迅速に対応するため、 <u>相談窓口には各班の担当者を置く。</u> ■相談窓口の内容 <表中> 【設置場所】市役所本庁舎、支所	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第5節 広域応援・自衛隊派遣要請 1. 自治体等への応援要請 (3) 他市町村への応援・援助要請 <u>また、上記では、十分な対応ができないと見込まれる場合には、県を通じて総務省の「被災市区町村応援職員確保システム」による応援職員の派遣要請を行う。</u>	現行 風水 46 改定 風水 49	第5節 広域応援・自衛隊派遣要請 1. 自治体等への応援要請 (3) 他市町村への応援・援助要請 （追記）	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(8) 応援隊の受入れ・活動支援 広域拠点班は、 <u>「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。</u> <u>なお、応援隊の活動拠点施設として総合運動施設を指定し、受入れを行う。</u>	現行 風水 48 改定 風水 51	(8) 応援隊の受入れ・活動支援 広域拠点班は、 <u>広域防災拠点の開設、運営について、県と連携して支援を行う。</u> <u>応援隊の活動拠点施設を指定し、受入れを行う。</u>	千葉県指摘事項に従う改訂
3. 自衛隊の災害派遣 (1) 災害派遣要請 市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要が <u>認められる</u> ときに、	現行 風水 48 改定 風水 51	3. 自衛隊の災害派遣 (1) 災害派遣要請 市長（本部長）は、人命又は財産の保護に必要が <u>みとめられる</u> ときに、	
(4) 自衛隊の自主派遣 <u>また、大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。</u>	現行 風水 50 改定 風水 53	(4) 自衛隊の自主派遣 （追記）	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第7節 警備・交通・輸送 1. 警備計画 (3) 警備活動要領 <u>⑫交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u>	現行 風水 53 改定 風水 56	第7節 警備・交通・輸送 1. 警備計画 (3) 警備活動要領 <u>⑩交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）</u>	
2. 交通規制 (2) 交通規制 警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災	現行 風水 54 改定 風水 57	2. 交通規制 (2) 交通規制 警察署及び国道、県道の道路管理者等は、災害	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な <u>路線において</u> 、通行禁止又は制限等の措置をとる。		により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な <u>路線を</u> 、通行禁止又は制限等の措置をとる。	
3. 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 <u>市は、自衛隊との連携等、道路啓開を行うために必要な体制をあらかじめ整備しておく。</u> <u>災害発生時には、土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。</u>	現行 風水 55-56 改定 風水 58-59	3. 緊急輸送路の確保 (1) 緊急輸送路の確保 （追記） 土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。 （追記）	千葉県指摘事項に従う改訂
(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 ■県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 <表中> 【1次路線】国道128号、主要地方道千葉鴨川線 【2次路線】国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 <u>県道浜波太港線 他2路線（市道、臨港道路）</u>	現行 風水 56 改定 風水 59	(2) 千葉県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 ■県の緊急輸送に関する交通規制対象道路 <表中> 【1次路線】国道128号、主要地方道千葉鴨川線、 <u>鴨川有料道路</u> 【2次路線】国道410号、主要地方道鴨川保田線、主要地方道富津館山線 <u>浜波太港線 他2路線</u>	
5. 緊急輸送の実施 (2) 車両・燃料の確保 ③燃料の調達 <u>市は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。</u>	現行 風水 57 改定 風水 60	5. 緊急輸送の実施 (2) 車両・燃料の確保 ③燃料の調達 （追記）	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
第8節 避難対策 <表中> 4. 避難所開設 【実務担当】 <u>教育班、各班、防災班</u> 5. 避難所の運営 【実務担当】 <u>教育班、市民生活班、各班</u> 6. 避難所設備の整備 【実務担当】 <u>教育班</u> 7. 避難者への支援 【実務担当】 <u>本部事務局、教育班、産業班、医療支援班</u> 8. 要配慮者の避難対策 【実務担当】 <u>福祉班、教育班</u> ※上記変更に基づき、70ページ（現行66ページ）にかけて班名を変更	現行 風水 59 (59-66) 改定 風水 62 (62-71)	第8節 避難対策 <表中> 4. 避難所開設 【実務担当】 <u>調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班</u> 5. 避難所の運営 【実務担当】 <u>調査班、市民生活班、学校教育班、社会教育班</u> 6. 避難所設備の整備 【実務担当】 <u>市民生活班</u> 7. 避難者への支援 【実務担当】 <u>市民生活班、産業班、医療支援班</u> 8. 災害時要援護者の避難対策 【実務担当】 <u>福祉班、市民生活班</u>	
1. 避難の勧告・指示 （削除） (1) 避難の勧告・指示（緊急）の発令	現行 風水 59-60 改定 風水 62-63	1. 避難の勧告・指示 <u>避難の勧告・指示は、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。避難の勧告・指示の方針は、次のとおりである。</u> (1) 避難の勧告・指示の発令	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p>(中略) また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」を伝達する。</p> <p>(中略) <u>避難の勧告・指示は、本項に掲げるもののほか、別に定める「鴨川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。</u></p> <p>■避難の勧告・指示の発令権者及び要件 【勧告・指示等を行う条件】 ○洪水等により（以下略）</p>		<p>(中略) また、避難の勧告・指示に先立ち、一般住民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「<u>避難準備情報</u>」を伝達する。</p> <p>(中略) (追記)</p> <p>■避難の勧告・指示の発令権者及び要件 【勧告・指示等を行う条件】 ○洪水により（以下略）</p>	
<p><u>(2) 警戒レベル</u></p> <p><u>警戒レベルとは、「居住者等がとるべき行動」と「行動を居住者等に促す情報」を関連付けるものであり、5段階に分けて設定されている。</u></p> <p><u>災害発生のおそれがあるとき及び災害が発生したときには、警戒レベルを用いて、住民が出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達する必要がある。</u></p> <p>■警戒レベル及び住民がとるべき行動 <表略></p>	<p>現行 風水 60 改定 風水 63</p>	<p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p> <p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p><u>(3) 避難の勧告・指示等の種類と発令基準</u></p> <p><u>避難の勧告・指示等の種類と発令基準は、5段階の警戒レベルに関連付け、次のとおりとし、「洪水等：水位周知河川」・「洪水等：中小河川」・「洪水等：市管理河川・水路等」・「土砂災害」の別にそれぞれ設定する。</u></p> <p><u>なお、避難勧告等は、基準（目安）を参考に、今後の気象予想や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断する。</u></p> <p>■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：水位周知河川） <表略></p> <p>■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：中小河川） <略></p> <p>■避難情報の種類及び発令基準の目安（洪水等：市管理河川・水路等） <略></p> <p>■避難情報の種類及び発令基準の目安（土砂災害） <表略></p>	<p>現行 風水 60 改定 風水 63-65</p>	<p>(新設)</p>	<p>国の防災基本計画の修正への対応</p> <p>千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂</p>
<p><u>(4) 避難の勧告・指示（緊急）等の伝達</u></p> <p>避難の勧告・指示（緊急）等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難勧告・指示（緊急）</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>■避難時の伝達事項例 <枠内></p>	<p>現行 風水 60-61 改定 風水 65-66</p>	<p><u>(2) 避難の勧告・指示等の伝達</u></p> <p>避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。本部事務局は、関係各対策班及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。</p> <p>また、知事に対し、<u>避難勧告（指示）</u>の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。</p> <p>■避難時の伝達事項例 <枠内></p>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
○避難勧告・ <u>指示（緊急）</u> の対象区域 ■避難勧告・指示等の伝達経路 <表中・表下> <u>認定こども園</u> ※その他、福祉班から社会福祉協議会を通じて民生委員に至る経路をそれぞれに伝達する経路に変更		○避難勧告・ <u>指示</u> の対象区域 ■避難勧告・指示等の伝達経路 <表中・表下> <u>保育園</u>	
(5) 避難の措置と周知 ①住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は <u>報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。</u> <u>市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）</u> <u>広報車</u> <u>サイレン又は警鐘</u> <u>ツイッター等のSNS</u> <u>電話、FAX、登録制のメール</u> <u>その他速やかに住民に周知できる方法</u>	現行 風水 61 改定 風水 66	(3) 避難の措置と周知 ①住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は <u>防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂 令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
(6) 解除	現行 風水 61 改定 風水 66	(4) 解除	
4. 避難所開設 (1) 避難所の開設 (中略) <u>教育班</u> は、 <u>避難所</u> からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。	現行 風水 63 改定 風水 68	4. 避難所開設 (1) 避難所の開設 (中略) <u>市民生活班</u> は、 <u>調査班</u> 、 <u>学校教育班</u> 及び <u>社会教育班</u> からの連絡を受け、避難所の開設状況を把握する。	
(2) 避難者の受入れ (中略) また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、 <u>随時</u> 、 <u>災害対策本部</u> に報告する。	現行 風水 63 改定 風水 68	(2) 避難者の受入れ (中略) また、各避難所（学校施設避難所、社会教育施設避難所、協定施設避難所）の統括者は、避難者等の状況及びニーズを把握し、 <u>災害対策本部（市民生活班）</u> に報告する。	
5. 避難所の運営 (1) 避難所運営体制の確立 (中略) また、避難所運営における相談や、 <u>教育班を通じて災害対策本部</u> との調整等を行う。 ■避難所の運営 <表中> 【避難所職員】○ <u>災害対策本部</u> との連絡	現行 風水 63 改定 風水 68	5. 避難所の運営 (1) 避難所運営体制の確立 (中略) また、避難所運営における相談や <u>災害対策本部（市民生活班）</u> との調整等を行う。 ■避難所の運営 <表中> 【避難所職員】○ <u>災害対策本部（市民生活班）</u> との連絡	
(3) 避難者の管理 (中略) また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、 <u>教育班を通じて災害対策本部</u> へ報告する。	現行 風水 64 改定 風水 69	(3) 避難者の管理 (中略) また、避難所の運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、 <u>災害対策本部（市民生活班）</u> へ報告する。	
6. 避難所設備の整備 (2) 設備・備品の整備 ■避難所の <u>設備等の例</u> <表中> <u>○感染症予防物品</u>	現行 風水 64-65 改定 風水 69	6. 避難所設備の整備 (2) 設備・備品の整備 ■避難所の <u>設備例</u> <表中> (追加)	
7. 避難者への支援 (2) 衛生対策 ■衛生対策例 <表中>	現行 風水 65 改定 風水 70	7. 避難者への支援 (2) 衛生対策 ■衛生対策例 <表中>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>○マスク着用や手指消毒の励行</u>		(追加)	
(5) 健康管理対策 避難所職員は、医療支援班と連携し <u>感染症</u> の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。 なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>救護所</u> を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。	現行 風水 65 改定 風水 70	(5) 健康管理対策 避難所職員は、医療支援班と連携し <u>インフルエンザ等</u> の予防のため、薬品を確保し、手洗い、うがいを励行する。 なお、医療支援班は、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>避難所救護センター</u> を設置し、健康診断や巡回医療などを実施する。心のケア等にも配慮する。	
8. 要配慮者の避難対策 (3) 福祉避難所の開設 <u>避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉避難所の設置は、市が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。</u>	現行 風水 66 改定 風水 70-71	8. 要配慮者の避難対策 (3) 福祉避難所の開設 <u>避難生活が長期化し、避難所での生活が困難な要配慮者に対して、要配慮者の状況に応じて福祉避難所を開設する。福祉班は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、要配慮者を収容する。</u>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(4) 避難行動要支援者システムの活用 <u>地図情報との連動により、避難が必要な区域における避難行動要支援者を抽出するなど、災害発生状況に応じて避難行動要支援者システムを活用し、避難行動要支援者の安全確保に努める。</u>	現行 風水 66 改定 風水 71	(新設)	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第10節 医療救護 3. 被災者等の健康管理 (1) 避難所での医療活動体制 医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>救護所</u> を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。	現行 風水 71 改定 風水 76	第10節 医療救護 3. 被災者等の健康管理 (1) 避難所での医療活動体制 医療支援班は、避難所生活が長期化するときは、安房健康福祉センターの協力により、避難所内に <u>避難所救護センター</u> を設置し、又は避難所を巡回して医療救護活動を行う。	
第11節 防疫・清掃 <表中> 9. 動物対策 【実務担当】 <u>教育班</u>	現行 風水 72 改定 風水 77	第11節 防疫・清掃 <表中> 9. 動物対策 【実務担当】 <u>学校教育班、社会教育班</u>	
1. 検病調査・健康診断 (2) 感染症患者への措置 医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、 <u>感染症法</u> に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。	現行 風水 72 改定 風水 78	1. 検病調査・健康診断 (2) 感染症患者への措置 医療支援班は、一類～四類感染症又は新感染症の患者が発生し知事の指示があるときは、 <u>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」</u> （以下「 <u>感染症法</u> 」という。）に基づき、感染症の発生場所及びその周辺の消毒を実施する。	
2. 防疫活動 (4) 清潔方法・消毒方法の実施 医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。 (削除)	現行 風水 73 改定 風水 78	2. 防疫活動 (4) 清潔方法・消毒方法の実施 医療支援班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域に消毒を行う。 <u>また、自主防災会等の住民組織を通じて薬品を配布する。</u>	
3. 避難所における衛生管理 ■避難所の衛生指導 <枠中> <u>○マスク着用や手指消毒の励行</u>	現行 風水 73 改定 風水 78	3. 避難所における衛生管理 ■避難所の衛生指導 <枠中> (追記)	
4. 保健活動 医療支援班は、避難生活の長期化やライフラ	現行 風水 73 改定 風水 78	4. 保健活動 医療支援班は、避難生活の長期化やライフライ	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
インの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と <u>連携して</u> 保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。		インの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう公益社団法人安房医師会、安房健康福祉センター等と <u>連携し</u> 保健活動班を編成し、巡回により、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。	
7. ごみの処理 <u>災害廃棄物については、「鴨川市災害廃棄物処理計画」（令和2年3月策定）により収集・処理を行う。</u>	現行 風水 74 改定 風水 79	7. ごみの処理 (冒頭に追記)	
7. ごみの処理 (3)発生量の推計方法 市において、原則として千葉県 <u>災害</u> 廃棄物処理計画（以下「 <u>県計画</u> 」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	現行 風水 75 改定 風水 80	7. ごみの処理 (3)発生量の推計方法 市において、原則として千葉県 <u>市町村震災</u> 廃棄物処理計画策定指針（以下「 <u>策定指針</u> 」という。）で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
8. 障害物の除去 (1)住宅関係の障害物の除去 住居又はその周辺に運ばれた <u>堆積土砂</u> 、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。 <表下> 土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国、その他の関係機関と <u>連携して</u> 実施する。	現行 風水 75 改定 風水 80	8. 障害物の除去 (1)住宅関係の障害物の除去 「住居又はその周辺に運ばれた <u>土砂</u> 、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は市長が行う。 <表下> 土木班は、土木業者等に応援を要請して障害物を除去する。本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の <u>応援を得て</u> 実施する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
(2)河川関係の障害物の除去 (中略)特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と <u>連携</u> して実施する。	現行 風水 75-76 改定 風水 81	(2)河川関係の障害物の除去 (中略)特に、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊物、並びに流下浮遊物、その他の障害物の除去作業を、県及び関係機関、並びに市内の土木業者と <u>協力</u> して実施する。	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
9. 動物対策 (2)放浪動物への対応 環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、 <u>警察、公益社団法人千葉県獣医師会等</u> 関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。	現行 風水 76 改定 風水 81	9. 動物対策 (2)放浪動物への対応 環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、 <u>公益社団法人千葉県獣医師会等</u> 関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。	防災会議照会時の指摘に基づく改訂
(3)ペットへの対応 (中略) <u>教育班</u> は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。 <u>また、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成及びペット同行避難訓練の実施に努める。</u>	現行 風水 76 改定 風水 81	(3)ペットへの対応 (中略) <u>市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班</u> は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。 (追記)	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂 令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給 (3)供給数の把握 ■供給数把握の方法 <表中> 避難者 【方法】 <u>避難所自治組織又は避難所職員</u> からの	現行 風水 77 改定 風水 82	第12節 食料・飲料水・生活必需品等の供給 (3)供給数の把握 ■供給数把握の方法 <表中> 避難者 【方法】 <u>避難所自治組織</u> からの申告にもとづい	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
申告にもとづいて、 <u>教育班を通じて</u> 把握する。		て、 <u>市民生活班</u> が把握する。	
(4) 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者、 <u>薬局等から粉ミルク（調製粉乳）又は液体ミルク</u> を調達する。	現行 風水 77 改定 風水 82	(4) 食料の確保 供給する食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース類とする。産業班は、必要量をもとに協定締結業者から調達する。できる限り要配慮者に適した供給ができるように配慮する。乳児に対しては、協定締結業者及び市薬剤師会、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）を調達する。	パブリックコメント実施結果
(5) 食料の搬送・配布 (中略) 市外から救援物資として届けられた食料は、 <u>総合運動施設</u> 文化体育館に集積し、	現行 風水 77-78 改定 風水 82-83	(5) 食料の搬送・配布 (中略) 市外から救援物資として届けられた食料は、 <u>鴨川市</u> 文化体育館に集積し、	
3. 生活必需品の供給 (3) 供給数の把握 産業班は、 <u>教育班及び市民生活班</u> を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。	現行 風水 79 改定 風水 84	3. 生活必需品の供給 (3) 供給数の把握 産業班は、 <u>市民生活班</u> を通じて、避難所職員、自治的活動をする団体(区・町内会等)住民自治会組織から必要数を把握する。	
(5) 生活必需品の搬送・配布 (中略) 市外から救援物資として届けられた生活必需品は、 <u>総合運動施設</u> 文化体育館に集積し、	現行 風水 79-80 改定 風水 84-85	(5) 生活必需品の搬送・配布 (中略) 市外から救援物資として届けられた生活必需品は、 <u>鴨川市</u> 文化体育館に集積し、	
4. 救援物資の受け入れ・管理 (2) 受け入れ・管理・配分 広域拠点班は、 <u>総合運動施設</u> 文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。	現行 風水 80 改定 風水 85	4. 救援物資の受け入れ・管理 (2) 受け入れ・管理・配分 広域拠点班は、 <u>鴨川市</u> 文化体育館に物資集積所を開設し、受入れ、整理等を行う。	
5. 県による物的支援 <u>県は、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される場合は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。</u>	現行 風水 80 改定 風水 85	(新設)	国の防災基本計画の修正への対応
第14節 被災者住宅対策 1. 応急仮設住宅 (1) 需要の把握 (中略) また、 <u>被災者</u> の相談窓口又は避難所にて、 ■応急仮設住宅の対象者(入居資格条件) <枠内> 上記の条件に合う、次に掲げる者	現行 風水 83 改定 風水 88	第14節 被災者住宅対策 1. 応急仮設住宅 (1) 需要の把握 (中略) また、 <u>災害</u> 相談窓口又は避難所にて、 ■応急仮設住宅の対象者(入居資格条件) <枠内> 上記の条件に合う、次に掲げる者とする	
(5) その他の措置 (中略) また、 <u>要配慮者</u> への措置として、	現行 風水 84 改定 風水 89	(5) その他の措置 (中略) また、 <u>災害時要援護者</u> への措置として、	
(7) 民間賃貸住宅の借り上げ (中略) 借り上げにより <u>賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅）</u> を提供できるよう努める。	現行 風水 84 改定 風水 89	(7) 民間賃貸住宅の借り上げ (中略) 借り上げにより <u>民間賃貸住宅</u> を提供できるよう努める。	
2. 住宅の応急修理 (中略) <u>県</u> は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を <u>実施する</u> 。	現行 地・津 84 改定 風水 89	2. 住宅の応急修理 (中略) <u>土木班</u> は、原則として建設事業者との請負契約により応急修理を <u>実施し、市で実施不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する</u> 。 <u>住宅の応急修理は市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行</u>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
		い、市長（本部長）はこれを補助する。	
<p>第15節 文教対策及び労働力の確保</p> <p><表中></p> <p>1. 災害発生時の対応</p> <p>【実務担当】 教育班、福祉班</p> <p>【関係機関】 各学校、認定こども園</p> <p>2. 応急教育活動</p> <p>【実務担当】 教育班、福祉班</p> <p>【関係機関】 各学校、認定こども園</p> <p>3. 応急保育</p> <p>【関係機関】 認定こども園</p> <p>※上記変更に基づき、91ページ（現行87ページ）にかけて班名等を変更</p>	<p>現行 風水 85 (85-87)</p> <p>改定 風水 90 (90-92)</p>	<p>第15節 文教対策及び労働力の確保</p> <p><表中></p> <p>1. 災害発生時の措置</p> <p>【実務担当】 学校教育班、社会教育班</p> <p>【関係機関】 各学校、幼稚園、保育園</p> <p>2. 応急教育活動</p> <p>【実務担当】 学校教育班</p> <p>【関係機関】 各学校、幼稚園、保育園</p> <p>3. 応急保育</p> <p>【関係機関】 保育園</p>	
<p>1. 災害発生時の対応</p> <p>災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める</p>	<p>現行 風水 85 改定 風水 90</p>	<p>1. 災害発生時の対応</p> <p>災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める</p>	
<p>2. 応急教育活動</p> <p>災害発生時の対応は、各施設の防災対応マニュアルに定める</p>	<p>現行 風水 85 改定 風水 90</p>	<p>2. 応急教育活動</p> <p>災害発生時の対応は、「鴨川市幼稚園・小中学校防災対応マニュアル」に定める</p>	
<p>(6) その他の留意事項</p> <p>(中略) 随時最寄りの学校の校医等が求めに応じて、</p> <p>■その他の留意事項</p> <p><枠内> (中略) また、教育班は、</p> <p>○市立認定こども園も</p>	<p>現行 風水 86-87 改定 風水 91-92</p>	<p>(6) その他の留意事項</p> <p>(中略) 随時最寄りの校の校医等が求めに応じて、</p> <p>■その他の留意事項</p> <p><枠内> (中略) また、学校教育班は合せて、</p> <p>○市立幼稚園も</p>	
<p>3. 応急保育</p> <p>市立認定こども園長は、施設等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な施設を設け、保育を実施する。</p> <p>交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の施設で保育することができる。</p>	<p>現行 風水 87 改定 風水 92</p>	<p>3. 応急保育</p> <p>市立保育園長は、保育所等の被害状況を把握する。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所を設け、保育を実施する。</p> <p>交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。</p>	
<p>第16節 ライフライン施設等の応急・復旧計画</p> <p>1. 上水道施設</p> <p>(2) 応急活動</p> <p>(中略) 市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県水政課に応援を要請し、応急復旧体制を整える。</p>	<p>現行 風水 88 改定 風水 93</p>	<p>第16節 ライフライン施設等の応急・復旧計画</p> <p>1. 上水道施設</p> <p>(2) 応急活動</p> <p>(中略) 市水道局の応急復旧体制では対応が不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、近隣市町村に応援を要請し、応急復旧体制を整える。</p>	
<p>4. 通信施設</p> <p>(4) 広報</p> <p>災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車等により地域の住民に周知する。</p> <p>災害用伝言ダイヤル「171」や掲示板、災害用伝言板サービス及び災害用音声お届けサー</p>	<p>現行 風水 90 改定 風水 95</p>	<p>4. 通信施設</p> <p>(4) 広報</p> <p>災害が発生し、通信が途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況を、テレビ、ラジオ、新聞掲載及び広報車により地域の住民に周知する。</p> <p>(追記)</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<u>ビス等の安否情報確認のためのシステム提供を開始する。</u>			
第17節 ボランティア活動への対応 1. ボランティア団体への要請 (1) ボランティアの活動分野 ■ ボランティアの活動 <表中> 【専門ボランティア】 ○ 外国語の <u>通訳、情報提供</u> 【一般ボランティア】 ○ 救援物資や義援品の <u>仕分け、輸送</u> ○ 高齢者や障害者などの要配慮者の <u>支援</u> ○ <u>清掃、がれきの片付け</u>	現行 風水 91 改定 風水 96	第17節 ボランティア活動への対応 1. ボランティア団体への要請 (1) ボランティアの活動分野 ■ ボランティアの活動 <表中> 【専門ボランティア】 ○ 外国語の <u>通訳</u> 【一般ボランティア】 ○ 救援物資や義援品の <u>仕分け</u> ○ 高齢者や障害者などの要配慮者の <u>介護</u> ○ <u>清掃</u>	
2. ボランティアへの対応 (1) 活動拠点の設置 社会福祉協議会は、 <u>「鴨川市災害ボランティア活動センターの設置及び運営に関する協定」に基づき</u> 、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（ <u>ボランティア活動センター</u> ）を <u>総合運動施設</u> に設置する。	現行 風水 92 改定 風水 97	2. ボランティアへの対応 (1) 活動拠点の設置 社会福祉協議会は、ボランティア団体と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（ <u>「ボランティア活動センター」と仮称する。</u> ）を鴨川市総合保健福祉会館に設置する。	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
第18節 要配慮者への対応 <表中> 1. 要配慮者の安全確認 2. 要配慮者への支援 3. 福祉仮設住宅の供給 【関係機関】（削除）	現行 風水 93 改定 風水 98	第18節 要配慮者への対応 <表中> 1. 要配慮者の安全確認 2. 要配慮者への支援 3. 福祉仮設住宅の供給 【関係機関】 社会福祉協議会	
1. 要配慮者の安全確認 要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画） <u>に基づき</u> 実施する。 <u>また、必要に応じて避難行動要支援者システムを活用し、迅速かつ的確な対応を行う。</u> (1) 安否確認 福祉班は、住民組織、自主防災組織、 <u>福祉関係団体、民生委員及び児童委員等と協力して、避難区域における在宅の避難行動要支援者の安否確認を行う。</u>	現行 風水 93 改定 風水 98	1. 要配慮者の安全確認 <u>災害時要配慮者の安否確認及び避難行動要支援者の支援は、避難支援プラン（個別計画）に基づき実施する。</u> （追記） (1) 安否確認 福祉班は、住民組織、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、 <u>浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。</u>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<u>(2) 避難情報の伝達</u> 福祉班は、 <u>避難行動要支援者への情報の伝達に当たっては、避難行動要支援者自身が情報を取得できるようにそれぞれのハンディキャップを踏まえ、拡声器、口頭又は防災行政無線等の通常の伝達手段に加えて視覚障害者向けインターネット（電子メール読み上げアプリを使用）、FAX通信、聴覚障害者用情報伝達装置など多様な手段を活用して伝達を図る。</u>	現行 風水 93 改定 風水 98	（新規）	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
<u>(3) 避難支援</u> <u>避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が行う。</u> <u>福祉班は、避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、避難所を確保するとともに、健康状態の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送、社会福祉施設への緊急入所を行う。</u> （削除）	現行 風水 93 改定 風水 98	<u>(2) 避難支援</u> <u>要配慮者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が誘導する。</u> <u>なお、津波警報等が発表された場合は、安全な避難時間が確保される場合のみ避難支援を行う。</u>	令和元年台風・大雨に係る鴨川市災害対策本部機能の検証結果に基づく改訂
（削除）	現行 風水 93	<u>(3) 避難後における要配慮者への対応（本文略）</u>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
	改定 風水 98		
<p>2. 要配慮者への支援</p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>福祉班は、要配慮者への援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次の対策を行う。</p> <p>■避難所における要配慮者への支援</p> <p><表中></p> <p>○<u>トイレに近い</u></p>	<p>現行 風水 93</p> <p>改定 風水 98-99</p>	<p>2. 要配慮者への支援</p> <p>(1) 避難所における援護対策</p> <p>福祉班は、要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。</p> <p>■避難所における要配慮者への支援</p> <p><表中></p> <p>○<u>専用トイレ</u></p>	
<p>3. 福祉仮設住宅の供給</p> <p>土木班及び福祉班は、県と協力し、<u>要配慮者向け住宅</u>として福祉仮設住宅を設置する。</p>	<p>現行 風水 94</p> <p>改定 風水 99</p>	<p>3. 福祉仮設住宅の供給</p> <p>土木班及び福祉班は、県と協力し、<u>要配慮者向け住宅</u>として福祉仮設住宅を設置する。</p>	
<p>5. 外国人への対策</p> <p>市民生活班は、<u>避難情報の伝達と安否情報の収集を行うとともに、外国人の避難状況によっては、県やボランティア等と協力し、災害多言語支援センターを設置するなどして、個別ニーズへの対応やメンタルヘルスケアなど外国人に配慮した支援を行う。</u></p>	<p>現行 風水 94</p> <p>改定 風水 99</p>	<p>5. 外国人に対する対策</p> <p>市民生活班は、被災した外国人を把握し、県等と協力して外国語通訳の派遣等を行うなど、ニーズにあわせた支援を行う。</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に基づく改訂
<p>第20節 在港船舶対策</p> <p><表中></p> <p>2. 勝浦海上保安署等の対策</p> <p>勝浦海上保安署</p>	<p>現行 風水 96</p> <p>改定 風水 101</p>	<p>第20節 在港船舶対策</p> <p><表中></p> <p>2. 勝浦海上保安署等の対策</p> <p>勝浦海上保安本署</p>	防災会議委員の意見に基づく改訂（追加）
<p>2. 勝浦海上保安署等の対策</p> <p>② 台風が接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を<u>実施するよう指導</u>する。</p>	<p>現行 風水 96</p> <p>改定 風水 101</p>	<p>2. 勝浦海上保安署等の対策</p> <p>② 台風が接近し、又は来襲のおそれがあるときは、在港船の海難防止対策を<u>実施</u>する。</p>	防災会議委員の意見に基づく改訂（追加）
<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 被災者生活への支援</p> <p><表中></p> <p>8. 介護保険における措置</p> <p>【実施担当】 <u>医療支援班</u></p>	<p>現行 風水 97</p> <p>改定 風水 102</p>	<p>第3章 災害復旧・復興計画</p> <p>第1節 被災者生活への支援</p> <p><表中></p> <p>8. 介護保険における措置</p> <p>【実施担当】 <u>福祉班</u></p>	
<p>2. 災害見舞金等の支給</p> <p>(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金の<u>支給</u></p> <p>福祉班は、<u>「千葉県災害見舞金等支給基準」</u>に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。</p>	<p>現行 風水 98</p> <p>改定 風水 103</p>	<p>2. 災害見舞金等の支給</p> <p>(2) <u>千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金による支給</u></p> <p>福祉班は、<u>「千葉県災害見舞金等支給基準（平成10年11月20日施行）」</u>に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。</p>	
<p>3. 被災者生活再建支援金</p> <p><u>被災者生活再建支援法</u>に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、<u>被災者生活再建支援法人である（公財）都道府県センター</u>が行う。）</p> <p>福祉班は、<u>同法</u>に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</p>	<p>現行 風水 98</p> <p>改定 風水 103</p>	<p>3. 被災者生活再建支援金</p> <p><u>「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）</u>に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、<u>被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）</u>である（財）都道府県会館が行う。）</p> <p>福祉班は、<u>支援法</u>に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。</p>	
<p>5. り災証明書の発行</p> <p><u>また、災害の状況を迅速かつ的確に把握する</u></p>	<p>現行 風水 99</p> <p>改定 風水</p>	<p>5. り災証明書の発行</p> <p>（追記）</p>	千葉県地域防災計画改訂内容に

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<p><u>とともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や被災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に被災証明書を交付する。</u></p> <p><u>さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、ドローン等による空撮写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p>	103-104		<p>基づく改訂</p> <p>防災会議委員の意見に基づく改訂</p>
<p>8. 介護保険における措置</p> <p><u>医療支援班は、大規模災害の発生時において国から示される特例措置を踏まえ、災害によって被害を受けた住民に対し、介護保険について次の措置をとる。</u></p>	<p>現行 風水 100</p> <p>改定 風水 105</p>	<p>8. 介護保険における措置</p> <p><u>福祉班は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険について次の措置をとる。</u></p>	
<p>10. 農林漁業への融資</p> <p>■農林漁業への融資</p> <p>< 枠内 ></p> <p>(削除)</p>	<p>現行 風水 100</p> <p>改定 風水 105</p>	<p>10. 農林漁業への融資</p> <p>■農林漁業への融資</p> <p>< 枠内 ></p> <p><u>○自作農維持資金融通法に基づく資金融資(農林漁業金融公庫)</u></p>	
<p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>市及び県は、<u>激甚災害</u>が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に<u>激甚法</u>の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p>	<p>現行 風水 103</p> <p>改定 風水 108</p>	<p>第3節 激甚災害の指定</p> <p>市及び県は、<u>著しく激甚である災害</u>（以下「<u>激甚災害</u>」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「<u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</u>」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「<u>激甚法</u>」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。</p>	

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <<第4編 大規模事故編>>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<<大規模事故編>>			
<u>合同調整所</u>	全体	<u>現地調整所</u>	千葉県地域防災計画改訂に伴う改訂
第1章 大規模事故体制 第1節 災害応急活動体制 4. 事故対策本部 (2) 設置場所 事故対策本部は、原則として、 <u>市役所本庁舎</u> 4階会議室に設置する。これらが被災のため使用できない場合は、事故の状況により <u>総合保健福祉会館</u> 等に設置する。 ■事故対策本部の設置場所 <u>市役所本庁舎</u> 4階会議室 <u>総合保健福祉会館</u>	現行 大2 改定 大2	第1章 大規模事故体制 第1節 災害応急活動体制 4. 事故対策本部 (2) 設置場所 事故対策本部は、原則として、 <u>市役所</u> 4階会議室に設置する。これらが被災のため使用できない場合は、事故の状況により <u>鴨川市総合保健福祉会館</u> 等に設置する。 ■事故対策本部の設置場所 <u>鴨川市役所</u> 4階会議室 <u>鴨川市総合保健福祉会館</u>	
(3) 事故対策本部設置の通知 ■本部設置の通知 <表中> 一般市民 通知方法 市防災行政用無線（固定系）、広報車、 <u>市ホームページ</u> 、 <u>安全・安心メール</u>	現行 大3 改定 大3	(3) 事故対策本部設置の通知 ■本部設置の通知 <表中> 一般市民 通知方法 市防災行政用無線（固定系）、広報車、 <u>市ホームページ</u>	
第2節 情報の収集・報告 ■火災・災害等即報要領の直接即報基準 <表中> 火災等即報 交通機関の火災中 <u>航空機火災、タンカー火災、船舶火災であって社会的影響度の高いもの、トンネル内車両火災、列車火災</u> <u>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</u> 救急・救助事故即報 <u>死者5人以上</u> 、死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	現行 大5 改定 大5	第2節 情報の収集・報告 ■火災・災害等即報要領の直接即報基準 <表中> 火災等即報 交通機関の火災中 航空機火災 (追加) 救急・救助事故即報 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	防災会議委員の意見に基づく改訂
第2章 大規模事故対策計画 第1節 大規模火災対策 2. 予防対策計画 (1) 建築物不燃化の促進 都市建設課は、 <u>都市部において</u> 火災の延焼拡大を未然に防ぐため、(以下略)	現行 大6 改定 大6	第2章 大規模事故対策計画 第1節 大規模火災対策 2. 予防対策計画 (1) 建築物不燃化の促進 都市建設課は、 <u>都市部は</u> 、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、(以下略)	
(2) 防災空間の整備・拡大 都市建設課は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。 (削除) ① 公園は、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果を考慮した整備を進める。 ② 市道の幅員拡大や街路樹の植栽等の街路の整備を進める。	現行 大6 改定 大6	(2) 防災空間の整備・拡大 都市建設課は、延焼を防止する防災空間の整備・拡大を図るために、次の対策を行う。 <u>①都市緑地保全法による緑地保全地区の指定などを行い、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、市街地における火災の防止に役立つ。</u> ② 公園は、防災都市づくりの一環として、火災に強い植栽を行うなど、防災効果を考慮した整備を進める。 ③ 市道の幅員拡大や街路樹の植栽等の街路の整備を進める。	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
(5) 住宅の防火対策 消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、 <u>住宅への住宅用防災機器の設置及び維持管理</u> を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。	現行 大7 改定 大7	(5) 住宅の防火対策 消防本部は、住宅火災の予防と被害の軽減を図るため、6月1日を「住宅用火災警報器普及促進デー」とし住宅火災における逃げ遅れの死者の低減、住宅防火の徹底、新築及び既存住宅への住宅用火災警報器早期設置を含めた住宅防火への意識の高揚を図る。	防災会議委員の意見に基づく改訂
3. 災害情報 <図略> (削除)	現行 大8 改定 大8	3. 災害情報 <図略> ・ <u>安房地域振興事務所</u>	千葉県指摘事項に従う改訂
4. 応急対策計画 (1) 広報活動 住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難 <u>指示（緊急）</u> 等について広報する。	現行 大8 改定 大8	4. 応急対策計画 (1) 広報活動 住民に対して防災行政無線、広報車等により火災発生の状況、避難 <u>指示等</u> について広報する。	
第2節 林野火災対策 1. 基本方針 (2) 想定する災害 想定する林野火災は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大9 改定 大9	第2節 林野火災対策 1. 基本方針 (2) 想定する災害 想定する林野火災は、 <u>次</u> とおりである。	
2. 予防対策計画 (2) 法令による規制 <u>次の</u> 法令による規制を行い、林野火災を防止する。 ① <u>火の使用制限（消防法第22条第4項、火災予防条例）</u> ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（ <u>消防法第23条</u> ） ③ 火入れの許可制の励行（ <u>森林法第21条、第22条</u> ）	現行 大9 改定 大9	2. 予防対策計画 (2) 法令による規制 消防本部は、 <u>次の</u> 法令による規制を行い、林野火災を防止する。 ① <u>市の条例による火の使用制限</u> ② 一定区域におけるたき火、喫煙の制限 ③ 火入れの許可制の励行（ <u>消防法第22条第4項</u> ）	防災会議委員の意見に基づく改訂
第3節 危険物等災害対策 1. 基本方針 (3) 想定する災害 想定する危険物等災害は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大11 改定 大11	第3節 危険物等災害対策 1. 基本方針 (3) 想定する災害 想定する危険物等災害は、 <u>次</u> とおりである。	
3. 災害情報 <図略> (削除)	現行 大12 改定 大12	3. 災害情報 <図略> ・ <u>安房地域振興事務所</u> ・ <u>火薬類、高圧ガスのみ</u> ・ <u>千葉県（商工労働部）</u>	千葉県指摘事項に従う改訂
第4節 海上災害対策 (2) 想定する災害 想定する海上災害は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大14 改定 大14	第4節 海上災害対策 (2) 想定する災害 想定する海上災害は、 <u>次</u> とおりである。	
第5節 油等海上流出災害対策 1. 基本方針 (2) 想定する災害 想定する油等海上流出災害は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大17 改定 大17	第5節 油等海上流出災害対策 1. 基本方針 (2) 想定する災害 想定する油等海上流出災害は、 <u>次</u> とおりである。	
4. 応急対策計画 (1) 広報活動 また、市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を勝浦海上保安署及び県に報告する。	現行 大18 改定 大18	4. 応急対策計画 (1) 広報活動 また、市は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を <u>最寄りの</u> 勝浦海上保安署及び県に報告する。	防災会議委員の意見に基づく改訂（追加）
第6節 航空機災害対策 1. 基本方針	現行 大20 改定 大20	第6節 航空機災害対策 1. 基本方針	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
(2)想定する災害 想定する航空災害は、 <u>次の</u> とおりである。		(2)想定する災害 想定する航空災害は、 <u>次</u> とおりである。	
第7節 鉄道災害対策 1. 基本方針 (2)想定する災害 想定する鉄道災害は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大 23 改定 大 23	第7節 鉄道災害対策 1. 基本方針 (2)想定する災害 想定する鉄道災害は、 <u>次</u> とおりである。	
第8節 道路災害対策 1. 基本方針 (2)想定する災害 想定する道路災害は、 <u>次の</u> とおりである。	現行 大 25 改定 大 25	第8節 道路災害対策 1. 基本方針 (2)想定する災害 想定する道路災害は、 <u>次</u> とおりである。	
第9節 放射性物質事故対策 1. 基本方針 (1)基本方針 市及び県には <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）</u> に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。 また、 <u>「原子力災害対策指針」（平成24年10月 原子力規制委員会）</u> 上、県外の原子力事業所の「原子力災害対策重点区域」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の <u>取扱い</u> や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 (中略) (削除)	現行 大 28 改定 大 28	第9節 放射性物質事故対策 1. 基本方針 (1)基本方針 市及び県には <u>原子力災害対策特別措置法</u> に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。 また、 <u>原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）</u> 上、県外の原子力事業所の「原子力災害対策重点区域」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の <u>取扱</u> や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項であり、市及び県は核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。 (中略) <u>放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえ、本計画を改定することとする。</u>	
4. 応急対策計画 (1) <u>環境放射線</u> モニタリング活動	現行 大 30 改定 大 30	4. 応急対策計画 (1) <u>放射線</u> モニタリング活動	千葉県地域防災計画改訂に伴う改訂

鴨川市地域防災計画 令和2年度改定 新旧対照表 <<資料編>>

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
≪資料編≫			
2-2 千葉県災害見舞金等支給基準 略（※内容を更新）	現行 資6 改定 資6	2-2 千葉県災害見舞金等支給基準 略	
2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱 略（※内容を更新）	現行 資7-8 改定 資7-8	2-3 鴨川市災害見舞金等支給要綱 略	
<u>2-7 罹災証明書</u> <u><罹災証明願及び罹災証明様式の例></u> 略	現行 - 改定 資20	(新設)	千葉県指摘事項 に従う改訂
<u>2-8 被災者台帳</u> <u><被災者台帳様式の例></u> 略	現行 - 改定 資21	(新設)	千葉県指摘事項 に従う改訂
3 県への被害報告 3-1 報告一覧 (※表中・表後の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資20 改定 資22-23	3 県への被害報告 3-1 報告一覧 <表略>	
3-2 被害の認定基準 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資21-22 改定 資24-26	3-2 被害の認定基準 <表略>	
<u>3-3 市町村行政機能チェックリスト</u> <u><市町村行政機能チェックリスト様式の例></u> 略	現行 - 改定 資27	(新設)	国の防災基本計 画の修正への対 応
4 相互応援協定等 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資23-25 改定 資28-31	4 相互応援協定等 <表略>	
5 自衛隊派遣要請 ■災害派遣要請の手続き (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資26-28 改定 資32-34	5 自衛隊派遣要請 <表略>	
6 災害危険箇所等 6-1 土砂災害警戒区域指定状況 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資29-30 改定 資35-37	6 災害危険箇所等 6-1 土砂災害警戒区域指定状況 <表略>	
6-2 地すべり関連一覧表 表1. 地すべり防止区域 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資31 改定 資38	6-2 地すべり関連一覧表 表1. 地すべり防止区域 <表略>	
表2 地すべり防止区域（国土交通省所管） (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資31 改定 資38	表2 地すべり防止区域（国土交通省所管） <表略>	
表3 地すべり防止区域（農林水産省農村振興 局所管） (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資32 改定 資39	表3 地すべり防止区域（農林水産省農村振興局 所管） <表略>	
表4 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所 管） (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資32-33 改定 資39-40	表4 地すべり防止区域（農林水産省林野庁所 管） <表略>	
6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資34 改定 資41	6-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地 <表略>	
6-4 異常気象時通行規制区間及び特殊通 行規制区間 (※表中の各該当箇所を改訂)	現行 資35 改定 資42	6-4 異常気象時通行規制区間及び特殊通行 規制区間 <表略>	

改定後	該当頁	改定前（現行）	改訂の根拠
<表略>			
7. 避難計画 7-1 避難施設一覧 避難所 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 36 改定 資 39	7. 避難計画 7-1 避難施設一覧 避難所 <表略>	
7-2 避難施設一覧 指定緊急避難場所 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 37-43 改定 資 44-49	<表略>	
<u>7-3 要配慮者利用施設</u> (1) <u>加茂川洪水浸水想定区域（令和2年5月28日公表）内の施設</u> <表略> (2) <u>土砂災害警戒区域（令和2年10月6日告示までの100箇所）内の施設</u> <表略>	現行 - 改定 資 50	(新設)	千葉県指摘事項に従う改訂
7-4 様式	現行 資 44 改定 資 51	7-3 様式	
8 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表	現行 資 55 改定 資 62	8 ヘリコプター臨時離発着場敵地一覧表	
9 市有建築物の耐震化等 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 56 改定 資 63	9 市有建築物の耐震化等 <表略>	
10 関係機関一覧 (1) 指定地方行政機関 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 57 改定 資 64	10 関係機関一覧 (1) 指定地方行政機関 <表略>	
(2) 指定公共機関 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 57-58 改定 資 64-65	(2) 指定公共機関 <表略>	
(3) 指定地方公共機関 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 58 改定 資 65	(3) 指定地方公共機関 <表略>	
(5) 災害時緊急連絡先 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 58-59 改定 資 65-66	(5) 災害時緊急連絡先 <表略>	
(6) 自衛隊 (※表中の各該当箇所を改訂) <表略>	現行 資 59 改定 資 66	(6) 自衛隊 <表略>	